

ウズベキスタン共和国大統領決定

2030 年までのウズベキスタン共和国のグリーン経済移行に向けた改革の効率性向上措置について

2022 年から 2026 年の新ウズベキスタン開発戦略に定められた課題を実施し、ウズベキスタン共和国グリーン経済移行戦略におけるグリーンかつ包括的な経済成長を確保するための施策の効果を高め、また経済のあらゆる部門における再生可能エネルギー利用及び省資源をさらに拡大するため、以下を行う。

- 以下を承認する。
 - 以下の戦略目標を達成するための、ウズベキスタン共和国における 2030 年までのグリーン経済への移行及びグリーン成長確保に関するプログラム（以下、「プログラム」）（附属書第 1 号）。

国内総生産当たりの温室効果ガス排出量を 2010 年比で 35%削減する。
再生可能エネルギーの生産能力を 15GW に引き上げ、電力エネルギー総生産に占める割合を 30%以上にする。
産業におけるエネルギー効率を 20%以上改善する。
再生可能エネルギーの利用拡大を含め、国内総生産当たりのエネルギー強度を 30%削減する。
経済のあらゆる部門において水の使用効率を大幅に向上させ、最大 100 万ヘクタールの面積で節水型灌漑技術を導入する。
年間 2 億本の苗木を植え、苗木の総数を 10 億本以上にすることで、都市部の緑地を 30%以上に増やす。
国内の森林資源のストック指数を 9 千万立方メートル以上に増やす。
生活廃棄物のリサイクル率を 65%以上とする。
 - グリーン経済への移行及び産業各分野における省エネ確保のコンセプト（以下、「コンセプト」）（附属書第 2 号）。
 - 2030 年までのウズベキスタン共和国におけるグリーン経済への移行及びグリーン成長の確保のためのアクションプラン（以下、「アクションプラン」）（附属書第 3 号）。
 - 25 の企業・団体が製造する製品のエネルギー強度を 2026 年に 2022 年比で 20%削減することを目的とした、2022 年から 2026 年の経済各部門における燃料・エネルギー資源節約の目標パラメータ（以下、「目標パラメータ」）（附属書第 4 号）。
- エネルギー省は、経済発展・貧困削減省、財務省とともに、3 ヶ月以内に、目標パラメータを達成するための、2022 年から 2026 年の経済各部門における燃料・エネルギー資源節約のため実務的な実践対策計画（ロードマップ）を策定し、所定の手順で内閣へ提出する。
- 以下を指定する。

経済発展・貧困削減省 — グリーン経済の推進、グリーン成長原則の導入、経済各部門における温室効果ガス排出量の削減に関する活動の調整を行う被授權機関。

エネルギー省 — グリーンエネルギーの開発、特に再生可能エネルギーと水素エネルギーの幅広い導入、またエネルギー効率改善及び生産される製品のエネルギー強度の低減に関する被授權機関。
- 以下を確定する。
 - 2023 年 6 月 1 日より、製品の製造がエコロジー及び環境に与える影響を抑制するための要件に基づいた、「グリーン認証」制度を導入する。
 - 2022 年から 2026 年にかけて、温室効果ガス排出の国家規制インフラを段階的に構築し、以下の事項を規定する。

温室効果ガス排出量の国家登録及びその国別登録簿の管理。
カーボン・クレジット登録簿の作成及び管理。
経済部門ごとの温室効果ガス排出削減の数値目標の設定。
温室効果ガス排出削減活動に対する国家支援。
 - 2024 年 1 月 1 日より、全ての温室効果ガスを把握する、気候変動分野の最新の監視・報告・検証(MRV)システムを導入する。
 - 経済各部門で実施される投資プロジェクトは、計画段階及びその実施前に温室効果ガス排出量削減の可能性を評価される。またプロジェクトの結果、削減された温室効果ガスの量は認証を受け、外部市場へ送られる。
 - 2024 年 1 月 1 日より、発電量 1MW 以上の太陽光発電所及び風力発電所新設のための投資プロジェクトにおいては、これらの発電所の設備能力の 25%以上の蓄電システムを必ず導入する。
 - 経済各部門及び地域の開発戦略の策定は、それぞれの気候変動感度指数に基づいて行われ、気候変動が国民及び経済各セクターに与える影響の軽減に関する、またそれに対する適応に関する対策及び投資プロジェクトを包含する。
 - 経済発展・貧困削減省について。

パリ協定第 6 条(2015 年 12 月 12 日、パリ)に基づき、持続可能な開発支援メカニズムに関する活動の実施を調整する被授權機関(国内当局)である。
国際・国内レベルでの温室効果ガス取引(Emission Trade System - ETS、Joint Credit Mechanism - JCM 他)に、その規制、実施調整、管理、またこの分野のプロジェクトの実施期間中の監視及び報告に責任を持つ執行機関として参与する。
 - 持続可能なグリーン経済成長及びグリーン経済への移行に関するプロジェクトや対策について定めた法規やプログラムの草案、特に温室効果ガス排出量に影響を与えるものは、経済発展・貧困削減省による同意を必ず得なければならない。
- 附属書第 5 号の構成メンバーから成る、ウズベキスタン共和国のグリーン経済への移行に関する施策調整のための省庁横断協議会（以下、「省庁横断協議会」）を設置し、その主な課題を以下のように定める。

2019 年から 2030 年のウズベキスタン共和国グリーン経済移行戦略（以下、「戦略」）、「プログラム」、「アクションプラン」に規定される施策の、国家機関及び組織、地方自治体による完全実施を保証し、またそれらが適時に実施されるよう、体系的に管理する。
グリーン経済発展のために計画された施策の実施状況について、政府機関・組織の長から四半期ごとに報告を受ける。
継続的な監視に基づき、「戦略」の枠組みで実施される施策の効果を向上させるため、責任機関の活動を改善する対策を講じる。
- 経済発展・貧困削減省、国際金融機関、開発パートナー機関からの、以下の設置提案を承認する。

附属書第 6 号の構成メンバーによるドナー調整グループ。
経済発展・貧困削減省内で、4 名の正規職員の加増によって構成される技術事務局。
- 以下を定める。

ドナー調整グループの主な課題は、気候変動及びウズベキスタンのグリーン成長分野で活動する国際金融機関及び開発パートナー機関による、技術支援、分析、キャパシティ・ビルディングに関する活動を、相互に調整することである。
技術事務局は、ドナー調整グループの作業組織として機能するプロジェクトオフィスである。
- グリーン経済への移行及び発展に係る全ての関係者による共同活動の、効果的な按排及び調整において、以下のように決定する。

「省庁横断協議会」は、「戦略」、「プログラム」、「アクションプラン」の実施を確実にするために、各省庁の作業を効果的に按排する。
経済発展・貧困削減省は、「省庁横断協議会」の作業機関として、この方面での施策実施責任省庁の活動を調整する。
ドナー調整グループは、「プログラム」及び「アクションプラン」に定められる施策実施の継続的評価、技術的・財政的支援の獲得、有望なプロジェクトの資金源の形成を支援する。
技術事務局は、ドナー調整グループの活動を按排し、「戦略」、「プログラム」、「アクションプラン」で定められた課題の実施において、省庁横断協議会との連携を促進する。
- 水文気象サービスセンター及び国立再生可能エネルギー研究所は、2 ヶ月以内に、イノベーション発展省の科学融資・イノベーション支援基金の資金で、全国の太陽光、風力、バイオガスのエネルギー資源に関するイノベーションデータベースを作成する。

9. 経済発展・貧困削減省は、以下を行う。
- a) 2ヶ月以内に、技術事務局及び省庁横断作業部会の設置・活動手順に関する条令、ドナー調整グループの執務規定を作成し、「省庁横断協議会」に提出し、承認を得る。
ドナー調整グループ執務規定は、以下を規定する。
グループの活動の効率的な按排。
気候変動及びグリーン成長の分野における国際金融機関及び開発パートナー機関の間での取り組み重複の排除・防止。
気候変動及びグリーン成長に係る各省庁との効果的な連携の確立。
- b) エネルギー省、財務省、国際金融機関とともに、2023年6月1日からのグリーン認証システムの導入を確実に行う。
- c) 水文気象サービスセンターとともに、気候変動分野における最新の監視・報告・検証システム(MRV)を、2024年1月1日より完全導入する。
- d) 財務省、その他の省庁とともに、工業企業への環境・社会・企業統治(ESG)原則の導入を加速するための提案を、海外の専門家を招聘して3ヶ月以内に策定し、内閣に提出する。
- e) エコロジー・環境保護国家委員会、エネルギー省、財務省、水文気象サービスセンター及びその他の関係省庁とともに、2022年から2026年の温室効果ガス排出国家規制インフラを整備し、2023年5月1日までにウズベキスタン共和国「温室効果ガス排出制限法」の法案を作成し、内閣に提出する。
- f) 国家資産管理庁、財務省、エネルギー省、経済団体と協力し、2ヶ月以内に工業大企業を管理する関係各機関に以下の承認を得られるよう調整する。
製造業大企業の生産施設の近代化・改築による省エネ及びエネルギー効率改善に関する技術方針の策定、及びその指数の年次事業計画への導入に関する経営決定。
生産された製品(作業、サービス)1単位当たりの燃料・エネルギー資源の消費計算率を設定する部門別の方法及びガイドライン。
10. エコロジー・環境保護国家委員会は、経済発展・貧困削減省、住宅・公共サービス省、財務省とともに、「汚染者負担」原則の完全導入、また既存の汚染料負担率の引き上げ及び汚染物質リストの拡大による、環境汚染料徴収制度の改善を定めた法規案を、2023年7月1日までに内閣に提出する。
11. イノベーション発展省は、経済発展・貧困削減省、エネルギー省、エコロジー・環境保護国家委員会とともに、毎年12月1日までに、グリーン経済発展に向けた科学研究・イノベーションプロジェクトの目標プログラムを、共和国科学技術評議会に提出し、承認を得る。その際、特に以下に注意を払う。
グリーン経済分野の優先方針に関する基礎研究及び応用研究を行う。
経済各部門がグリーンテクノロジーへ移行する可能性、特に省資源技術、廃棄物や安全な化学物質をリサイクルして廃棄物を出さない生産技術、また再生可能エネルギーの利用、それらの実務への導入について検討する。
有望なイノベーション開発及びスタートアッププロジェクトを実施し、その商業化及び技術移転を支援する。
目標プログラムへの資金提供は、科学活動のための国家プログラムの実施に割り当てられた資金、またイノベーション開発・革新アイデア支援基金から賄われるものとする。
12. 内閣は、国内の再生可能エネルギー及び水素エネルギー開発のための具体的な施策に関する計画を、2ヶ月以内に承認する。
13. 内閣執行部地質・鉱業・冶金・産業開発局の機構に、内閣執行部の空席を当てる形で、主任専門官の職を含める。
14. 本令に規定される施策実施の品質・適時性の調整及び監視のため、以下の手順を確立する。
省庁、地方自治体、国家参画会社 — 四半期ごとに、報告四半期の翌月5日までに、経済発展・貧困削減省に対し、本令で承認された「アクションプラン」及び部門別省資源プログラムに定められる施策の実施状況、また「目標パラメータ」達成度に関する報告書を提出する。
経済発展・貧困削減省は、責任官庁の活動を省庁横断で調整し、四半期ごとに、報告四半期の翌月15日までに、本政令に定められた施策の実施に関する分析情報の総括を、「省庁横断協議会」に提出する。
「省庁間協議会」は、各四半期の結果を受けて、実施された業務に関する情報を、ウズベキスタン共和国首相及びウズベキスタン共和国大統領府へ提出する。
15. ウズベキスタン共和国大統領令及びウズベキスタン共和国政府決定の一部を改定する(附属書第7号)。
16. ウズベキスタン共和国副首相 D.A.クチカロフ及び Zh.T.ミルザマフドフは、本令の実施を効果的に按排する個人的責任を負う。

ウズベキスタン共和国大統領 Sh.ミルジヨエフ

タシケント市
2022年12月2日
第PP-436号

附属書第1号

ウズベキスタン共和国における2030年までのグリーン経済への移行
及びグリーン成長確保に関する
プログラム

気候変動に関する問題は、国内で行われている改革の効果、特に経済成長及び貧困削減、環境・食糧安全保障に、否定的な影響を与える。そのため、国内では気候変動の影響緩和と適応、グリーン経済への移行加速、グリーンで包括的な経済成長モデルの推進に、大きな関心が寄せられている。

これに基づき、国内のグリーン経済成長の刺激、天然資源の合理的な利用、グリーン投資の誘致、環境危機の悪影響の緩和のため、2019年10月5日付ウズベキスタン共和国大統領令 PP-4477号により、2019年から2030年のウズベキスタン共和国のグリーン経済移行戦略が承認された。

2020年のコロナウイルス(COVID-19)のパンデミックが呼び起こした疫学的状況により、本戦略の集中実施の見通しは、他の世界各国と同じく、ウズベキスタン共和国でも制限されることとなった。

しかしながら、2021年11月に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)において、ウズベキスタン共和国は、パリ協定の枠組みで、2030年までに国内総生産当たりの温室効果ガス排出量を、2010年比で35%削減することを追加義務として引き受けることを表明した。

また、本年5月、ウズベキスタン共和国は、2030年までにメタン排出量を、2020年比で30%以上削減するという、各国の集団目標を達成するためのグローバルイニシアティブ(Global Methane Pledge)に加入した。

コロナウイルスのパンデミック及び気候変動による否定的状況から得た教訓は、経済成長を実現する上で、より持続可能な資源とアプローチの見直し、特に国内のグリーン経済及びグリーン経済成長に関する戦略目標及び活動の実施を、効果的に按排する必要性を示唆している。

2019年から2030年のウズベキスタン共和国グリーン経済移行戦略に基づいた、グリーン経済発展施策の効果改善の必要性、またこの方面における行政機関と国際機関の連携に関して協調努力を確保する必要があることから、「プログラム」を起案する必要性が生じた。

第1章「プログラム」の目的及び課題

「プログラム」の目的及び課題は、以下の国家レベルの経済各部門の戦略的方針に基づいており、それらの相互補完を強化するものである。

生産技術近代化及びグリーンテクノロジーの導入のための金銭的インセンティブメカニズムの開発、省エネ、エネルギー効率改善の数値目標の設定、経済各部門におけるエネルギー管理による、エネルギー効率の大幅な改善。

総合的な社会経済開発に必要な資源と機会の地域への提供、グリーン経済移行の優先方針に基づいた、気候変動問題に対する公的サービスの適用範囲の拡大、グリーン経済分野での住民の経済的積極性の向上などによる、住民及び地域社会の関与の拡大。

民間セクターに対する広範な機会創出及びグリーンイノベーションの実施に際しての民間投資家の支援を目的とする、グリーン投資の支援、官民パートナーシップの拡大、国際金融機関との連携を通じた、グリーン経済移行に向けた好環境形成。

「プログラム」では、ウズベキスタン共和国におけるグリーンな経済成長のための課題を、以下の6つの優先方針ごとに定めている。

天然資源の持続的かつ効率的な利用。

災害及び気候変動に対する国民経済のレジリエンスの強化。

国民経済、特に工業のグリーンかつ低炭素な発展の確保。

イノベーションの導入及び効果的なグリーン投資の誘致。

持続可能かつ包括的な、グリーンな都市化の発展。

グリーン経済への移行期に最も影響を受ける住民層及びその居住地の支援。

これらの優先方針の課題の効果的な実施は、以下の方面における部門横断的な施策とともに、進められる。

グリーン成長の枠組みにおけるキャパシティ・ビルディング及び人的資本の開発。

グリーン経済への移行のための良好な政策環境及び効果的な制度の構築。

グリーンファイナンスの内外フローの増加。

第2章 グリーン成長の優先方針

2.1 天然資源の持続的かつ効率的な利用

優先課題:

食糧安全保障及び水資源の節約を確保しつつ、増加する人口に食料供給を行うための農業ソリューションを開発・実施。

持続可能な景観、森林再生、天然資源の合理的な利用に基づく実践の導入。

作物の多様化及び節水型農業技術導入と、景観回復活動の調和。

国営企業や官民パートナーシップを通じた、民間セクターによる灌漑資金融資の機会改革。

優先方針:

a) 気候リスクへのレジリエンスを高めるための農業生産の多様化。

持続可能な農業生態系を促進するため、気候に最適化した持続可能な生産を考慮に入れた、農業生産の多様化。

気候関連リスクへのレジリエンスを高めるための、大規模・小規模農場の作物生産の多様化及び専門化。

b) 持続可能な牧草地経営の導入 — 牧草地の生態学的状態を保全し、土地や森林の劣化を抑えることにより、持続可能な放牧・牧草地経営の手法を開発し、実施する。

c) 気候変動に強い木の植林増加 — 気候変動に強い木を植えて土壌侵食や砂塵嵐を減らし、生態系及びインフラのレジリエンスを向上させる。

d) 部門アプローチからランドスケープアプローチへの移行を確実にするための、景観管理計画の策定及び承認。

収穫量の向上、生態系サービスの改善、経済の多様化に向けた、統合的景観管理。

生産的な景観利用に戻すための、統合的ランドスケープアプローチの推進及び景観の復元。

e) 農産物の持続可能な生産及び加工を通じた食糧安全保障及び福利の向上 — 食糧安全保障の確保、健全な生態系の発展、土地・水・その他の天然資源の持続可能な管理のための、グローバル管理システムを構築する。

f) グリーン課金プログラム及び天然資源を利用したビジネスによる雇用創出の拡大。

グリーン雇用の創出及びグリーン課金プログラムの開発。

天然資源運用に立脚する企業の気候変動に対するレジリエンスを高め、地域の生活レベルを改善し、農業・天然資源・エコツーリズムの分野で雇用を創出する。

g) 水の使用量及び不足を減らすための、正確な計算に基づく水域からの取水制限の設定・実施、及び取水制限内での水供給の監視 — 水の使用量及び不足を減らし、水利用及び灌漑システムの効率性を改善するために、必要な水資源に取水制限を設定し、正確な計算に基づいて監視制度及び共同計画を強化する。

h) 農業分野における効率的な生産技術の適用拡大 — 点滴灌漑、スプリンクラー、間断灌水、その他の効率的な灌漑技術を含む、節水型灌漑技術の導入及び規模拡大。

i) 工業企業での廃水処理及び循環型給水の導入 — 局地的水処理設備の設置、既存の水処理施設の改築及び設備更新、処理水の技術用水又は生活用水への再利用拡大施策の実施。

j) 農業に使用される耕作地や多年生作物植栽地(果樹園やぶどう園)の保全を通じた、グリーン成長速度の確保。

k) 国内における多年生観葉植物や果樹の苗木の増産。

l) 州の中心部や地区に毎年緑地を設置するための具体的な方策の策定。

2.2 災害や気候変動に対する国民経済のレジリエンス強化

優先課題:

水文・気象・気候データの適時・高品質な提供システムの、さらなる改善による気候リスクの評価及び軽減。

重要な機器やインフラに環境アプローチに基づく投資を誘致することによる災害リスクの軽減。

農村部に住み、直接的又は間接的に農業に依存している低所得世帯を含む、社会的保護を必要とする世帯の財政的持続可能性を高める施策の実施。
流域管理、森林再生、居住地域周辺の避難所の拡張への投資によって行われる、洪水対策建設における工学的自然ソリューションの開発。
農村部に住む脆弱な世帯を、気候リスクや災害から、保険で保護することによる財政安定政策の改善。

優先方針:

- a) 気候変動適応及び災害リスク管理問題の、国家政策・社会経済開発計画・予算プロセスへの組み入れ — 気候変動への適応、影響緩和、災害リスク軽減の計画・実施・監視・評価アプローチへの社会の積極的な参加を元に調節する。
- b) 国家レベルでの気候変動及び災害リスク対策の開発及び実施の有効性を高めるための、法規・制度基盤改善。
気候変動及び災害リスク軽減の分野における活動の調整。
都市計画法における、災害リスク軽減及び気候変動に関する問題の規制。
リスクを考慮に入れた土地利用及び開発に対する総合アプローチの開発。
- c) 国家、地域、国際機関との協力及びパートナー関係の強化、外部資金調達メカニズムにアクセスするための国や地方の能力向上 — 外部資金獲得メカニズムにアクセスするための国や地方の機会創出、災害リスク軽減及び気候変動適応のための制度・管理メカニズムの強化。
- d) NGO や NPO、民間セクターの積極的な関与のもと、公開セミナー、ワークショップ、研修などの教育・プロパガンダプログラムによる、国民の啓発キャンペーンの強化・調整。
蓄積された経験やベストプラクティスを共有するための、国内プラットフォームの創設。
適切なメカニズムを通じた、国、地域、世界レベルでの経験の共有。
災害リスク軽減及び気候変動に関する地方自治体と国民の知識をふさわしいレベルで統合するための、適切なメカニズムの策定。
- e) コミュニケーション戦略の立案と実施 — 気候変動及び災害リスク軽減に関する取り組みの結果を統合した、効果的なコミュニケーション戦略を立案し、実施する。
- f) 必要に応じて、大学や学校のシラバスに気候変動に関する知識を挿入 — 国家パートナー、NGO、NPO、民間セクターとの連携を含め、社会啓発キャンペーンの強化や調整を通じて国民の意識を高め、気候変動や災害の原因・影響に関する理解を深める。
- g) 気候変動や災害の潜在的な影響を克服するための都市・地方自治体・コミュニティの能力強化 — 都市やコミュニティに対するあらゆるハザードの正確かつ適宜な警報のための効果的な早期警報システムの創設。
- h) 気候・災害リスクに関する情報を収集・保存・分析するための技術的・制度的能力の強化 — 災害リスク軽減及び気候変動に関する意思決定プロセスを支援するための、統合情報管理システムの開発。
- i) エネルギー効率及び再生可能エネルギー(RE)の利用を支えるためのエネルギー安全保障の向上及びガバナンスの強化。
既存及び計画中のエネルギーインフラに対する災害リスク及び気候リスクの評価を元にした、エネルギー安全保障の強化。
エネルギー供給問題に対処するための、緊急時行動計画や対応メカニズムの策定。
被害軽減行動やエネルギー効率改善策を支援するための適切な技術移転利用方法を明らかにし、推進する。
- j) 災害への備え及び効果的な対応・復旧のための能力強化。
災害管理メカニズムの強化。
気候変動の影響や災害に対する地方自治体や地域社会の備え及び対応の強化。
避難計画・戦略の更新。
国際的・地域的な人道支援に対する認識の向上。
- k) 気候変動や災害に対する国土強靱化のための国家政策や計画プロセスへのジェンダー平等の視点の導入 — 国家政策にジェンダー平等の原則を取り入れることにより、災害への備えを強化する。
- m) 気候変動と災害に対するレジリエンス強化の計画及び施策実施に民間セクターを誘致 — 国、経済部門、地域レベルで、気候変動及び災害へのレジリエンスを強化する計画・活動実施のプロセスに民間セクターを参加させることにより、災害への備えを強化する。

2.3 国民経済、特に産業界のグリーンで低炭素な発展の確保

優先課題:

再生可能エネルギーの開発、エネルギー消費量の削減、炭素排出量の削減を含むエネルギーバランスの多様化。
低炭素社会発展に不可欠な鉱物の、可採埋蔵量及び推定埋蔵量の調査。
産業界における環境に優しいインフラ整備及び循環型経済の実践、並びに近代化プロセスの促進。
グリーン成長の条件下での市場経済の欠陥除去及び「受け入れ可能な価格形成」制度の強化。

優先方針:

- a) グリーン・低炭素発展長期戦略の策定及び承認 — グリーンで長期的な低炭素発展の優先方針を考慮に入れた上で、経済・財政的損失を削減し、生産性を向上させる戦略を策定する。
- b) 電化促進及び確実性の向上
老朽化した配電インフラの更新・修正。
2030年までに電力供給量を100TWh以上に増加。
- c) 送配電線における電力損失の低減。
配電時の技術的・商業的電力損失の削減。
消費者間での電力供給の確実性と質の向上。
- d) 再生可能エネルギーの大規模な導入。
エネルギーバランスに占める再生可能エネルギーの比率の向上。
国全体で環境に優しいエネルギーへの移行の確保。
地域産業、インフラを活性化し、雇用を創出するために、再生可能エネルギーを開発。
国内生産の支援。
- e) エネルギー効率改善分野でのソリューションの導入 — 2030年にGDPを倍増させるという目標を達成するために、一次エネルギーの追加消費を伴うことなく、一次エネルギー強度を半分に引き下げる。
- f) 各バリューチェーン/セクターに対する循環型経済アクションプラン — 天然資源の利用効率を高め、農業や食品の廃棄物、汚染、ガス排出を削減するために、アグリフードチェーンに循環型経済原則を導入する。

2.4 イノベーション導入と効率的なグリーン投資の誘致

優先課題:

世界的なバリューチェーンへの参加機会を拡大・推進するため、政治・制度改革によって公共投資及び民間投資を誘致する。
グリーン経済への移行のためのイノベーション政策及び国家イノベーションシステムの改善。

優先方針:

- a) グリーン投資コンセプトの投資政策・プロジェクトへの統合 — 国内で計画されている全ての投資プロジェクトについて、グリーン基準を策定し、導入する。
- b) 産業界インフラの近代化 — 既存の新技術や基準を統合することにより、工業、建設、農業、その他の経済部門における産業界インフラの持続可能性を確保する。
- c) 資金調達へのアクセス及び潜在能力拡大による、経済における小企業及び個人事業主の役割強化 — 女性経営者の企業やさまざまな地域の企業を含め、高い潜在能力を持つ有望な小企業及び個人事業主を支援し、キャパシティ・ビルディング、競争力・経営能力の向上を図る。
- d) 国民経済における民間セクターの参加拡大。
民間セクターによる経済各部門への参入を増やすために、国営企業との選択的相互関係メカニズムを確立。
官民セクター間の対話の強化。
- e) 国家調達における透明性・競争力の改善。
コーポレートガバナンスシステムの改善支援。

- 透明で競争力のある国家調達制度、官民パートナーシップ及び中小企業の枠組み開発。
- f) 政府の活動効率を高めるための、電子政府・行政能力の強化。
電子政府システムに ICT インフラ及び関連システムを実装。
行政機関のイノベーション・投資能力の強化、国家サービスやプロセスのデジタル化支援。
知識や情報の共有を促進するための、ICT フレームワーク及びインフラの拡大。
 - g) 行政管理及びイノベーションシステムのメカニズムの効率改善 — イノベーション政策、ガバナンス、関係者間の調整に関する制度を強化する。
 - h) イノベーションに基づいた成長を支援するためのイノベーションインフラの強化
イノベーションエコシステムにおける補強要素のインフラと潜在能力の強化。
ESG 基準に沿った投資プロジェクトの実施体制の確保。
 - i) 科学と産業界の結びつきの強化。
研究機関の能力の強化。
ビジネスセクターにおける技術近代化及び技術移転を支援するため、外国の技術供給者の参加を促進する事業者を支援する。
 - j) 農業起業家のデジタルリテラシーの向上及びオンラインプラットフォームの利用開発 — 既存の融資の利用拡大、技術コンサルティングサービス、市場分析のための投資誘致。

2.5 持続可能で包括的なグリーン都市開発

優先課題 — 都市やその他の居住地区の住みやすさと生産性を向上させるための、居住地区のグリーンレベルの向上、輸送や廃棄物管理を含む建物や施設の持続可能性の確保、国内のグリーンツーリズム(エコツーリズム)の開発。

優先方針:

- a) 一部地域の経済基盤の多様化 — GDP への寄与度や社会経済発展の水準の見地から、地域の持続可能でバランスのとれた発展を確保する。
- b) 地方分権政策の継続 — 地域の社会的・経済的発展に関する問題解決における地方自治体の自治と責任を強化する。
- c) 衛星都市の建設も視野に入れた都市圏形成管理 — 省エネで環境に優しい先端的な技術や材料を用い、社会、工学、公共及び道路交通インフラの整備し、衛星都市の建設を視野に入れて、都市圏形成を改善する。
- d) 持続可能で発展力のある都市インフラの整備 — 住民及び来訪者の生活の質の向上を目指した、持続可能で発展力のある都市環境及びインフラ(建設、建物、エネルギー、交通、道路、上下水道、植栽、都市・郊外の森林など)の整備。

2.6 グリーン経済への移行期間中に最も影響を受ける住民及びその居住地の支援

優先課題:

グリーン経済への移行期に、気候変動が理由で失業のリスクを抱える脆弱な立場の人々のリスクリングやスキルアップを支援するための包括的な政策を実施、また長期的に持続可能な雇用を創出するための、労働移動率の向上。

グリーン経済への効果的な移行のために、労働者が新興及び既存の仕事に必要な新しいスキルを身につけるための、継続的な研修制度の改善。

優先方針:

- a) 包括的で持続可能な人的資本の開発 — 国民の生活水準の向上、雇用の創出による貧困の削減、起業(特に若者と女性)に適した環境づくりのための、マクロ経済の安定と包括的な経済成長の確保。
- b) 都市部と農村の生活の質の格差解消 — 都市部と農村、貧困地域、貧困に陥りやすい地域、気候変動に脆弱な地域などとの間の格差を減らすためのプログラムの開発。
- c) 若者の革新的なスタートアッププロジェクトの支援 — 経済の多様化と若者の雇用促進のため、イノベーションとスタートアップを支援するメカニズムを改善。
- d) 教育の質と成果の向上 — インクルーシブ教育を確保し、子ども、若者、女性を支援するために、教育の質を高め、範囲を広げる。
- e) 国民に対する社会的保護システムの適用範囲と効果の拡大。
福祉を向上させ、社会的保護を強化する。
保健サービスの質の発展・向上。
- f) 移行期における中小企業支援とインセンティブ — 適正で安全な雇用を創出するため、中小企業の合法化促進と併せて、中小企業の成長を支援する。

2.7 部門横断テーマ別分野

2.7.1 グリーン成長におけるキャパシティ・ビルディング及び人的資本開発

優先方針:

- a) 国家機関及び組織の管理職の管理・計画能力の向上 — 関係省庁の管理職を対象に、持続可能な管理に関する研修を実施する。
- b) グリーン経済への移行のための行動や施策の計画、実施、結果の評価に関する国家機関や民間組織の技術力の強化 — 関連する国家機関や民間組織の中間管理職・技術スタッフを対象とした研修の実施。
- c) グリーン成長、気候変動へのレジリエンスに関する講師の育成 — 教育、研究、その他のキャパシティ・ビルディングに関する機関向けの講師育成短期コースの開発及び実施。
- d) 小規模助成金による民間営利・非営利組織での教育・コンサルティングサービス支援 — 民間営利・非営利組織によるグリーン経済に関する公開講座、会議、セミナーの費用を賄うための、小規模助成金の提供。
- e) 教育機関のカリキュラムにグリーン経済を導入 — それぞれの教育機関の既存の科目にグリーン経済の実践と原則に関するトピックを取り入れる。
- f) グリーン経済オンラインセンターの設立 — グリーン経済、その法的基盤、これまで及びこれからの活動、国際的なベストプラクティス、その他グリーン成長関係の情報を含む電子プラットフォームの作成。
- g) タンケント国立経済大学におけるグリーン経済及び持続可能なビジネスの専門家の育成 — タンケント国立経済大学にグリーン経済及び持続可能なビジネスの学部(学科)を開設する。
- h) グリーン成長研究基金の導入 — ウズベキスタンのグリーン成長分野の研究支援を目的とした公益基金の立ち上げ。

2.7.2 グリーン経済への移行のための好適な政策環境及び効果的な制度の構築

優先方針:

- a) グリーン経済に関する経験、データ、資源を統合することによる政府間の調整の改善、効果的な制度設計 — 環境・経済関連データを単一の環境・経済データベースに統合し、実際のデータに基づく分析及び監視へのアクセスと機会を改善する。
- b) 部門戦略とグリーン開発目標の一致 — 資金調達のため、部門戦略を、主要なグリーンインフラの費用見積りや投資計画も含んだ、グリーン経済やグリーン成長の目標や戦略的枠組みに一致させる。
- c) 環境規制を経済活動に調和させる。
グリーン経済への移行に必要な主要原則(情報へのアクセス、市民参加、汚染者負担、環境正義など)をサポートするための環境規制措置を統合する。
環境に悪影響を及ぼし得る主要経済部門を対象とした、戦略的環境評価システムの開発。
- d) グリーン経済のモデリング・予測ツールの開発 — 経済と環境の相互影響を長期的に予測する経済モデルの作成。
- e) グリーン経済に関するデータ収集及び管理の改善。
- f) 気候変動の分野で、最新の監視・報告・検証(MRV)システムの導入 — 全ての温室効果ガスを対象としたウズベキスタンの監視・報告・検証(MRV)システムの近代化と改善、気候変動国家政策の適応策及び国際社会による支援のための措置。
- g) グリーン経済に関する情報への国民や市民社会機関のアクセシビリティの向上 — 多くの企業が環境に関する情報やデータを公開しやすくするため、環境問題に関する情報へのアクセシビリティを高める。
- h) グリーン成長に関する国家政策の評価 - グリーン成長政策とグリーン経済への移行を、体系的に評価する。
- i) グリーン経済への移行実施に関する国会及び国民への定期報告 — グリーン経済への移行実施状況、不作為のリスク、行政機関が実施した主要な対策について、国会及び国民に定期的に報告を行う。

- j) 将来的な問題解決のため、地方自治体及び地域社会の潜在能力を強化 — 再生可能エネルギー技術を特定、開発、導入し、太陽光、風力、水力発電などの再生可能エネルギーへの投資による資金調達の可能性を探ることにより、エネルギー安全保障を向上する。
- k) 民間セクター及び市民社会の関与の強化 — 社会における全てのステークホルダー間でグリーン開発に関する意見交換を改善し、活性化させる。

2.7.3 グリーンファイナンスの内外フローの増加

優先方針:

- a) グリーン経済インフラへの多額の公的資本の投入 — グリーン経済インフラに公的資本を段階的に投入し、インフラのニーズ及び資金が届いていない箇所を特定する。
- b) ブラウン経済への補助金及び支援策の廃止 — 化石燃料エネルギーを直接、間接的に支援することを目的とした政府補助金を廃止する。
- c) 税負担を、企業や世帯から、環境を汚染し資源を過剰に使用する活動に移し替える。
税制を改善し、燃料税の形でインセンティブを作り、より環境に優しい燃料や資源の使用を支援する。
グリーンテクノロジー及びインフラへの投資により、グリーン雇用の創出を促進する。
- d) 民間セクターに最も有利な条件を提供するという観点から、環境汚染料制度を見直し、グリーンテクノロジー導入のための今後のインセンティブの方策を定める。
汚染物質リストを拡大し、法定汚染料率を引き上げることによって、環境汚染料制度を改善し、汚染削減技術への投資に強いインセンティブを与える。
汚染者負担の仕組みを改善し、グリーンテクノロジーへの投資を促進する。
- e) 税金及び国家支出のグリーン経済との合致度、及びその影響に関する情報を、評価し開示するためのグリーン予算手法の導入 — グリーン優先方針に肯定的又は否定的影響を与える、税金及び国家共支出の配分を評価するための、グリーン予算手法の導入。
- f) 持続可能な開発基準に基づく調達決定に根拠を与えるための、グリーン国家調達の導入 — グリーン商品を扱う地域市場を支援し、生産における持続可能な基準を促進し、国家調達の経済効率を改善するために、入札及び契約において環境基準を適用することを可能にする、国家調達法の効力を強化する。
- g) グリーンボンドを使った、グリーンインフラへの民間資本の誘致 — グリーンファイナンスをより広く推進するためのインセンティブや構造を設けることで、民間セクターがグリーン企業に投資する動機付けをする。
- h) 国営企業をグリーン経済のリーダーに変えるための国家バランスシートの利用 — 国営企業に対する国の監督実務を改善し、グリーン投資及び持続可能な基準・認証に関する計画、採用、報告を奨励する。

第3章 実施メカニズム 省庁間及び国際的な金融機関・開発組織間の連携調整

- 3.1 「プログラム」は、「アクションプラン」及び国や経済部門の開発戦略で定められた対策に基づいて、実施される。
- 3.2 グリーン経済への移行及びグリーン成長施策の実施のために、国際金融機関、外国政府系金融機関、その他の外国ドナーからの貸付や無償資金援助、また外国投資を含むその他の気候関連資金を得ることは可能である。
- 3.3 プログラムの実施には、行政機関・経済管理機関、地方自治体、市民自治団体、その他の市民社会機関、国際機関、民間セクター、さらに住民を含む、全てのステークホルダーの参加が求められる。
ウズベキスタン共和国のグリーン経済への移行及びグリーン成長の確保の枠組みにおけるステークホルダー間の関係の調整は、以下のように実施される。
省庁横断協議会 — 「戦略」、「プログラム」、「アクションプラン」の実施を確実にするために、各省庁の作業を効果的に按排する。
経済発展・貧困削減省 — ウズベキスタン共和国におけるグリーン経済への移行と発展のための被授權機関であり、「省庁横断協議会」の作業機関として、この方面での施策の実施に責任を持つ省庁の活動を調整する。
ドナー調整グループ — 「プログラム」及び「アクションプラン」に定められる施策実施の継続的評価、技術的・財政的支援の獲得、有望なプロジェクトの資金源の形成を支援する。
技術事務局 — ドナー調整グループの活動を按排し、「戦略」、「プログラム」、「アクションプラン」で定められた課題の実施において、省庁横断協議会との連携を促進する。
省庁横断作業部会 — 各省庁及び外国の専門家で構成され、「戦略」、「プログラム」、「アクションプラン」に定められる施策の実施を、経済部門や地域ごとに組織する。

第4章 モニタリング及び評価(M&E) 期待される成果

- 4.1 プログラムに記載される活動の良質な実施のための調整、監視、評価は、以下の順序で実施される。
各省庁、地方自治体、国家参画会社 — 四半期ごとに、報告四半期の翌月 5 日までに、経済発展・貧困削減省に対し、本令で承認された「アクションプラン」及び部門別省資源プログラムに定められる施策の実施状況、また「目標パラメータ」達成度に関する報告書を提出する。
経済発展・貧困削減省は、責任官庁の活動を省庁横断で調整し、四半期ごとに、報告四半期の翌月 15 日までに、本政令に定められた施策の実施に関する分析情報の総括を、「省庁横断協議会」に提出する。
「省庁間協議会」は、各四半期の結果を受けて、実施された業務に関する情報を、ウズベキスタン共和国首相及びウズベキスタン共和国大統領府へ提出する。
- 4.2 実施された業務の効果及び成果は、「プログラム」の附属書に記載される 2030 年までのウズベキスタン共和国のグリーン経済への移行及びグリーン成長の確保に関する目標指数に基づき、評価される。
監視及び評価は、経済発展・貧困削減省が省庁横断作業部会を通じて実施する。
監視及び評価のために、経済各部門、地域、各優先方針ごとに、期待値及び目標指数のマトリックスが作成される。このマトリックス及び指数に基づき、監視及び評価に関する体系的な作業が開始される。
- 4.3 2019 年から 2030 年のウズベキスタン共和国のグリーン経済への移行に関する「プログラム」及び「戦略」実施の結果、2030 年までのグリーン成長及びグリーン経済への移行において、以下が達成されることが期待される。
国内総生産当たりの温室効果ガス排出量を 2010 年比で 35%削減する。
再生可能エネルギーの生産能力を 15GW に引き上げ、電力エネルギー総生産に占める割合を 30%以上にする。
産業におけるエネルギー効率を 20%以上改善する。
再生可能エネルギーの利用拡大を含め、国内総生産当たりのエネルギー強度を 30%削減する。
経済のあらゆる部門における水の使用効率を大幅に向上させ、最大 100 万ヘクタールの面積で節水型灌漑技術を導入する。
年間 2 億本の苗木を植え、苗木の総数を 10 億本以上にすることで、都市部の緑地を 30%以上に増やす。
国内の森林資源のストック指数を 9 千万立方メートル以上に増やす。
生活廃棄物のリサイクル率を 65%以上とする。

ウズベキスタン共和国における 2030 年までのグリーン経済への移行
及びグリーン成長確保に関するプログラム
附属書

ウズベキスタン共和国における 2030 年までのグリーン経済への移行及びグリーン成長確保の目標指数

No.	指数	測定単位	2022 年	2024 年	2026 年	2028 年	2030 年
1.	国内総生産当たりのエネルギー強度の低減 (2021 年比)	%	5.0	14.0	22.0	27.0	30.0
2.	総エネルギー使用量に占める産業用エネルギー使用量の割合	%	26.0	25.0	23.0	21.0	20.0
3.	総発電量に占める再生可能エネルギーの割合の拡大 (水力発電と合わせて)	%	8.0	9.0	24.3	29.0	30.5
		kWh	6.5	8.6	25.0	34.0	40.7
4.	小規模太陽光発電所の建設	MW	10.0	150.0	400.0	800.0	1500.0
5.	改善された飲料水源を利用できる人口が総人口に占める割合	%	69.7	80.93	87.12	88.5	90.0
6.	林地における樹木及び灌木の増加量	百万m ³	64.2	68.1	77.0	85.5	92.3
7.	グリーン区域プロジェクトによる都市緑地の拡大 (居住地区の総面積に対する割合)	%	8.3	12.4	15.8	23.8	30.0
8.	固形廃棄物のリサイクル率	%	30.0	40.0	50.0	60.0	65.0

グリーン経済への移行及び産業各分野における省エネ確保の コンセプト

近年の経済・社会各分野におけるエネルギー資源の需要増大により、エネルギー資源の効率的かつ合理的な利用が求められている。
経済各分野のエネルギー多消費型の大企業において、エネルギー効率を向上させ、燃料やエネルギー資源を節約するための対策が定められている。
それに伴い、2022年から2026年の新ウズベキスタン開発戦略の実施に関する国家プログラムでは、「人間の利益の確保とマハツラ発展の年」における、産業各分野における無駄の削減及び資源利用の効率改善に関し、以下の課題が定められている。

最大39億立方メートルの天然ガス、40億kWhの電力、2万1千トンの石油製品を節約することにより、2022年度の5%削減を含め、エネルギー強度を20%削減。

建物や構造物のエネルギー効率を30%向上。

経済各部門における資源利用の効率改善・省エネプログラムの開発。

廃棄物ゼロの生産技術導入を奨励するためのメカニズムの導入。

経済部門別、活動別のエネルギー消費量(エネルギー強度)は、2026年までに22%削減される。

第1章 「コンセプト」の目標及び課題

「コンセプト」は、能力開発、近代化、省エネ及び燃料・エネルギー資源を合理的に利用するための技術開発、エネルギー効率改善を通じて、国家経済における競争力、金融安定性、エネルギーと生態系の安全保障、また国民の生活水準及び提供されるサービスの質を高めることを目的としている。

エネルギー効率改善及び燃料・エネルギー資源の節約は、経済発展の主要因と目されており、この方面での著しい進展は、特定目的プログラムを実施することによってのみ達成できる。

「コンセプト」は、経済各部門のエネルギー資源の生産者及び消費者の全てに適用される。

「コンセプト」は、燃料・エネルギー資源の消費者が負うエネルギー効率改善・省エネの義務を定め、燃料・エネルギー資源の合理的利用、及びその消費の最適化を求めている。

新技術の導入、エネルギー集約型の設備や生産・技術・社会インフラ設備の近代化など、複数年にわたる体系的な対策の実施こそが、エネルギー効率改善及び省エネを実現する基軸となる。

第2章 エネルギー効率改善及び省エネ分野における法的規制の主要方針

国のエネルギー効率改善及び省エネ達成に関する分野は、以下によって規制されている。

合理的エネルギー使用法。

2019年8月22日付ウズベキスタン共和国大統領令第PP-4422号「経済各部門、社会分野におけるエネルギー効率改善、省エネ技術の導入、再生可能エネルギーの開発の速成措置について」。

2020年7月10日付ウズベキスタン共和国大統領令第PP-4779号「経済のエネルギー効率改善及び既存の資源の活用を通じて経済各部門の燃料・エネルギー製品への依存を低減するための追加措置について」。

政府からは、企業に対するエネルギー監査に関する措置の手順が定められている。

またエネルギー効率及び再生可能エネルギー開発に関する共和国委員会決定も、この分野を規制している。

第3章 「コンセプト」実施に関して定められた措置の概要

一部の経済部門の特性を考慮し、「コンセプト」の実施に当たり、以下のいくつかの措置が取られている。

工業企業における省エネ及びエネルギー効率改善、エネルギー効率を改善させる新しい近代的・革新的な技術(外国のものを含む)の誘致による、経済各部門の段階的な近代化及び再建、機器更新を目指す有望な投資プロジェクトの結果としての、省エネ及びエネルギー効率改善措置の実施。

熱供給及び公共サービス事業者における省エネ及びエネルギー効率改善。

農業、運輸、建設事業者における任意及び強制エネルギー監査の実施、またそれらのエネルギー効率・省エネを改善するための組織的・技術的対策の策定及び実施。

国際金融機関、国内外の投資家からの、省エネ及びエネルギー効率改善、また経済の全分野における再生可能エネルギー導入措置のための資金の誘致。

2026年までに、省庁・組織・企業の建物や施設の電力消費の少なくとも25%を再生可能エネルギーで賄うための措置の採択。

省エネ及びエネルギー効率改善分野における管理者・専門家の養成及びスキルアップ。

省エネ及びエネルギー効率改善のための監視システムの導入。

省エネ及びエネルギー効率改善のための方法論及び情報の提供、またこの分野の従業員の養成・スキルアップ制度の改善、科学力の発展。

1. 省エネ及びエネルギー効率改善のための主な組織的活動

a) 工業企業

エネルギー資源のメータリングシステム(技術管理メーターの設置)の構築(必要であれば生産ラインごとに)。

製造企業で、所定の手順でエネルギー監査を実施。その結果に基づいて、生産におけるエネルギー効率改善のための組織的・技術的対策(生産技術の近代化・再構築のためのプログラム)を策定・実施。

当該分野における企業・組織の使用する設備の一部に燃料・エネルギー消費量累進計算率を定め、導入。

省エネ・エネルギー効率改善のための重要部品や最新技術導入による省エネ及びエネルギー効率改善課題の解決。

企業で製造される製品の1単位当たりの燃料・エネルギー資源消費量の消費計算率の設定。

b) 熱供給及び公共サービス分野の事業者

当該分野における企業・組織の使用する設備の一部に燃料・エネルギー消費量累進計算率を定め、導入。

統一熱分配器によるセントラルヒーティングシステム管理の導入。

消費者の熱供給事業者へ支払の2部料金制への移行、熱エネルギー(温水)フローメーターの全戸設置など、熱供給分野におけるエネルギー資源の節約を目的とした、料金政策の改善。

熱供給の品質改善、熱エネルギーの品質指数の導入、消費者・熱供給機関による使用条件遵守の監視の導入。

セントラルヒーティングシステムの運転モードを最適化するため、熱供給分野、また建物や構造物の保熱性を改善する包括的な対策の実施(新しく建設する建物や構造物における高エネルギー効率・省エネ材料の使用、既存の建物における保熱性を改善するための対策の実施)。

ボイラーハウスの近代化及び改築、低効率ボイラーの段階的廃止、ガス供給が連続的に行われる地域においてのコージェネレーションガスタービン設備を使用した熱負荷の効率的なコージェネレーションへの移行による発電用燃料消費の削減を目指すプロジェクトの実施。

企業で製造される製品の1単位当たりの燃料・エネルギー資源消費計算率を設定する。

c) 農業

最新・高効率・省資源技術の利用、技術・生産技術近代化、また農業機械の更新によるエネルギー効率改善。

高エネルギー効率・省エネ技術、再生可能エネルギー設備の導入による生産コストの削減。

当該分野における企業・組織の使用する設備の一部に燃料・エネルギー消費量累進計算率を定め、導入。

農業系企業や団体で使用されるエネルギー資源の完全メータリングシステム(全てにメーターを設置)の構築、水の自動管理・計算システム及び農地の灌漑に使用されるポンプが消費する電力の自動管理・計算システムの導入及びそれらの統合。

d) 運輸分野

あらゆる種類の運送車両に対する、エネルギー資源消費計算率の設定。

当該分野における企業・組織の使用する設備の一部に燃料・エネルギー消費量累進計算率を定め、導入。

国際金融機関、国内外の投資家より、省エネ及びエネルギー効率改善、また経済の全分野における再生可能エネルギー導入措置のための資金を誘致する。

e) 建設分野

建物や施設、また居住地区の建設におけるエネルギー効率改善及び省エネに関する基準指数の設定と導入。

当該分野における企業・組織の使用する設備の一部に燃料・エネルギー消費量累進計算率を定め、導入。

国際金融機関、国内外の投資家より、省エネ及びエネルギー効率改善、また経済の全分野における再生可能エネルギー導入措置のための資金を誘致する。

f) 行政機関及びサービス提供分野

地域(州・地区・市)や省庁の省エネ・エネルギー効率改善プログラム、また国家機関における年間省エネ・エネルギー効率改善施策の策定及び実施の確保。

電力、天然ガス、セントラルヒーティング、及び(又は)その他のエネルギー資源の供給に際し、計算システムと法的要件との合致の確保。

サービス事業者による任意及び強制エネルギー調査(エネルギー監査)の実施。

任意及び強制エネルギー調査(エネルギー監査)の結果に基づいて、省エネ及びエネルギー効率改善のための組織的・技術的対策を策定・実施。

2. 省エネ及びエネルギー効率の監視システムを導入するための組織的対策

経済の部門別に、企業、省庁における主要機器の技術指数、エネルギー資源の消費・生産量(コスト)、財務指標を含むデータベースを構築し、それに基づく統合的な情報・分析システムを導入。

統合された情報・分析システムに基づいて、経済各部門や活動の種類ごとに、省エネ及びエネルギー効率改善の定期的な監視を実施。

監視結果に基づき、高度な専門家を招聘し、企業に省エネ及びエネルギー効率改善に関する適切な勧告を提供するシステムを構築。

エネルギー調査を行う企業(エネルギー監査人)及びエネルギーサービス事業者の活動の組織化、監視システムの導入。

3. 省エネ及びエネルギー効率改善のための方法論的及び情報支援、またこの分野の従業員の育成、スキルアップのための組織的対策

省エネ及びエネルギー効率の分野における統合的な情報システムの構築、またその継続的な運用の確保。

各省庁、地方自治体における省エネ及びエネルギー効率改善措置の実施を担当する職員の任命、この分野の専門家の育成及びスキルアップ。

外国の専門家を招聘してエネルギー管理に関するシラバスを開発、高等ビジネス・起業スクールをベースに、大組織の経営者や従業員のスキルアップを確保。

省エネ及びエネルギー効率に関する方法論・規制・情報文書の作成、各省庁・組織への普及、及びその適用状況の監視。

省エネ及びエネルギー効率改善、燃料及びエネルギー資源の消費削減の分野で、最も効果的なプロジェクトの選択と実務への導入を確保。

「コンセプト」の実施及びその改善のための監視システムの導入。

省エネ及びエネルギー効率改善分野における先進国の最新の技術的・組織的ソリューション適用に関する提言の作成。

省エネ及びエネルギー効率改善分野における国際的な経験を研究・導入するための施策の実施。

第4章 経済各部門及び社会的分野におけるエネルギー効率改善及び省エネのための主要な組織的・経済的対策

主要な組織的・経済的施策は以下の通りである。

省エネ及びエネルギー効率改善対策の実施に責任を負う従業員の任命、この分野の専門家の育成及び先進国でのスキルアップ研修の用意。

エネルギー効率改善及び省エネ対策が、現行の規則及び基準に合致しているかどうかを判断するための分析の実施。

定期的なエネルギー調査(エネルギー監査)の実施、また燃料・エネルギー資源の消費に関する規範の厳格な遵守の確保。

企業において、製品の製造やサービス提供に費やされる燃料・エネルギー資源の無駄を減らした、又はエネルギー効率を向上させた担当者にインセンティブを与えるメカニズム、また燃料やエネルギー資源の非効率な使用を許した企業や組織の従業員に対して、経済的措置を適用するメカニズムの構築。

暖房ネットワークの水力・温度状況の調整及び自動調整。

住宅、公共施設、工業施設の暖房、照明、温水・冷水の供給、換気を使用されるあらゆる種類の技術機器に対する、自動エネルギー消費制御システムの導入。

集中・個別暖房システム及び工業企業へのヒートポンプ機器の導入。

太陽熱温水器及び省エネ素材・構造の利用、給湯・換気・照明システムの制御による、住宅・公共サービスにおける燃料・エネルギー資源の消費削減。

第5章 「コンセプト」の実施により期待される成果

「コンセプト」で規定された施策の確実な実施により、2026年までに、経済各部門や活動種目によって製造される製品のエネルギー強度は、2022年比で20%削減される。

附属書第3号

2030年までのウズベキスタン共和国におけるグリーン経済への移行及びグリーン成長の確保のための
アクションプラン

No.	施策の内容	実施メカニズム	実施形態	実施期限	責任者
1. 天然資源の持続的かつ効率的な利用					
1.	気候変動に強い農業生態系の構築及び気候変動リスクに対する大規模・小規模農場のレジリエンス向上	大規模・小規模農場の作物生産における専門化の能力及び可能性の評価に基づき、以下の提案を作成し、内閣に提出する。 予算内・予算外補助金を含む、農業生産支援に対する公費支出の見直し。 気候変動に強い農業の確立、農業生産の多様化。 大規模・小規模農場の気候変動リスクに対する農作物及び家畜に対する保険制度の改善。	法規案	2023年4月	農業省、 水利省、 経済発展・貧困削減省、 関係省庁
2.	持続可能な牧草地経営システムの導入	1. 各省庁、民間企業、市民団体の代表者、外国の専門家から成る作業部会の結成。 2. 国内で適用可能な、気候変動下での牧草地経営に関する国際的なベストプラクティスの研究。 3. 以下を定めた持続可能な牧草地経営プログラムを策定し、内閣に提出する。 環境・社会・経済的成果を得ることを目的とした、牧草地の一時利用及び土地所有権に関する諸プログラムと国家政策の調整。 牧草地の持続可能な利用実績を拡大するための、官民パートナーシップの発展。 国の保全下にある土地を保護するための近代的な手法・手段の導入拡大。 持続可能な牧草地経営のための制度的な仕組みの改善。	法規案	2022年12月 2023年3月 2023年9月	農業省、 水利省、 経済発展・貧困削減省、 関係省庁
3.	森林の保全・保護・持続可能な管理の改善、また緑地の拡大	1. 以下を定めた「森林の保全及び統合的管理プログラム」、「植樹及び持続可能な緑地帯拡大プログラム」を策定し、内閣に提出する。 各地域の気候特性に基づき、水消費量が少なく、気候変動に強い樹木の品種の選定。 生態系及びインフラの安定性を高める基本的な自然解決策としての森林の保全及び保護、持続可能な管理、気候変動に強い樹木の植樹。 気候変動に強い樹木、森林農業のためのグリーン防風林、都市のグリーン防護林の増加。 2. 承認されたプログラムに基づき、森林の保全と持続可能な管理、及び緑地の拡大のための実践的な施策を実施。	実践対策計画	2023年3月 2023～2030年	林業国家委員会、 エコロジー・環境保護国家委員会、 カラカルパクスタン共和国閣僚評議会、各州 庁、タンケント市役所、 関係省庁
4.	部門アプローチからランドスケープアプローチへの移行を確保するための、景観管理計画の策定及び承認	1. 以下を定めた景観管理計画を策定し、内閣に提出し、承認を得る。 収穫量、生態系サービス、経済多様性を向上させるための統合的景観管理。 統合的ランドスケープアプローチの使用を奨励し、有効活用へ復帰させるための景観修復。 2. ランドスケープアプローチの実践への導入。	法規案	2023年5月 2023～2025年	農業省、 水利省、 エコロジー・環境保護国家委員会、 関係省庁
5.	グリーン化税制プログラム及び天然資源を活用した起業を通じて創出される雇用増加	1. 各省庁、民間企業、外国の専門家の代表から成る作業部会の結成。 2. グリーン雇用創出の可能性及び能力の評価を実施し、グリーン化税制プログラム及び天然資源に基づく起業振興のための提案を作成。 3. 以下を定めたグリーン化税制プログラムの開発及び内閣への提出。 関連分野におけるグリーン起業の開発(例: 林業対策、造林、起業に関連する植樹活動)。 天然資源に基づく起業を準備するためのパイロットプロジェクトの実施。 グリーン起業及び天然資源に基づく起業活動拡大の奨励。 4. グリーン化税制プログラムの枠内で、グリーン起業及び天然資源に基づく起業を拡大するための施策の実施。	法規案 実践的対策	2022年12月 2023年4月 2023年7月 2023～2030年	経済発展・貧困削減省、 雇用・労働関係省、 林業国家委員会、 エコロジー・環境保護国家委員会、 関係省庁
6.	総水消費量及び水不足を削減するための取水制限の設定及び監視	1. 取水制限の設定及び監視メカニズム策定のため、既存の計画策定及び部門別総合計画・プログラム・戦略のシステムを分析。 2. 以下の事項を定めた提案を作成し、内閣に提出する。 取水制限の設定及びその監視の改善。	法規案	2023年1月 2023年8月	水利省、 農業省、 経済発展・貧困削減省、 関係省庁

		消費量に応じた水道料金の設定。 灌漑システムにおける官民パートナーシップの発展。			
7.	工業企業で発生する排水処理効率向上及び循環型給水の大規模導入	1. 工業企業における局地的排水処理設備の状況の調査・分析。 2. 以下を定めた5カ年プログラムを策定し、内閣に提出する。 局地的排水処理設備の設置、老朽化した施設の改築又は近代化。 処理水の生産技術用水又は生活用水目的での再利用拡大。	実践対策プログラム	2023年4月 2023年9月	住宅・公共サービス省、 エコロジー・環境保護国家委員会、 (株)ウズスヴタミト
8.	高リスクで環境に影響を与える工業企業の汚染源から大気中に放出される、気候変動に影響するガスの自動監視システムの実装	1. (株)ノヴォアングレン火力発電所、(株)シルダリヤ火力発電所、(株)アルマリク鉱山冶金コンビナートの汚染源に、自動サンプリング・分析ステーションを設置し、人手を介さない監視を実施。 2. 自動ステーションから受信した情報を、環境監視システムの統一地質情報データベースに統合。	実践対策	2024年12月	エネルギー省、 エコロジー・環境保護国家委員会
			実践対策	2025年3月	
2. 災害及び気候変動に対する国民経済のレジリエンス強化					
9.	気候変動への適応及び災害リスク管理に関する問題を、社会経済開発及び部門別計画プロセスへ挿入	1. 既存の計画・意思決定・予算編成プロセス、また部門別計画・戦略に、気候変動及び災害リスク軽減に関する問題を入れる(統合する)提案を作成・提出。 2. 戦略的計画策定や政策立案を担当する行政機関の部局を対象に、気候変動及び災害リスク軽減に関する問題の統合、及びそのツールの使用に関する研修を用意。 3. 総合環境アセスメントなど、現行の許認可手続に、気候変動及び災害に関する見地を加える提案を作成・提出。 4. 気候変動への適応・緩和、災害リスク軽減策の計画・実施・監視・評価に関する問題への国民の協議参加・直接参加を確保するための提案を、内閣に提出。	分析情報	2023年1月	非常事態省、 水文気象サービスセンター、 エコロジー・環境保護国家委員会、 経済発展・貧困削減省、 財務省、 関係省庁
			実践対策計画	2023年3月	
			分析情報	2023年4月	
			対策プログラム	2023年5月	
10.	気候変動及び災害リスクへの国家対策を策定・実施するための、効果的な法規・制度的基盤の強化	以下を定めた提案を作成し、内閣に提出する。 災害・気候変動レジリエンス向上のためのウズベキスタン国家アクションプラン(NPDU)の承認。 災害リスク軽減及び気候変動に関する活動を調整し、NPDUの実施状況を監視するための、省庁横断運営協議会の設置。 環境保護に関する被授權国家機関の中に、NPDUを実施する部局を新たに設置し、この組織を省庁横断運営協議会の作業機関としても機能させる。 NPDUのための連携拡大戦略の承認、導入。	法規案	2023年6月	非常事態省、 水文気象サービスセンター、 エコロジー・環境保護国家委員会、 関係省庁
11.	都市開発・建設分野における災害リスク軽減及び気候変動に関する法規基盤の改善	1. 災害リスク軽減及び気候変動の見地より、ウズベキスタン共和国都市開発法及び建設分野を規制する法令の改定・補足に関する提案を作成し、内閣に提出。 2. 包括的環境アセスメントを規定する「環境鑑定法」の改善案を作成し、提出。 気候変動の影響とリスクを考慮した、開発及び土地利用の総合評価。 様々な施設やインフラ構造物の建設・管理に対する環境アセスメントの強制的実施。	法案	2023年9月	非常事態省、 建設省、 水文気象サービスセンター エコロジー・環境保護国家委員会、 水文気象サービスセンター、 関係省庁
			法案	2023年5月	
12.	国・地域・国際レベルの機関とのパートナー関係及び協力の強化、外部資金調達メカニズムにアクセスするためのキャパシティ・ビルディング	災害リスク軽減及び気候変動に携わる国家公務員を対象に、以下の分野でスキルアップ研修を実施する。 防災及び気候変動への資金調達のための、地域的・国際的プラットフォームを含む各種組織との交渉。 緑の気候基金(Green Climate Fund)や地球環境ファシリティ(Global Environment Facility)などの財団からの資金調達。	実践対策計画	2023年4月	エコロジー・環境保護国家委員会、 水文気象サービスセンター、 非常事態省、 経済発展・貧困削減省
13.	メディア、NGO、民間セクターの積極的な関与のもと、国民への災害リスク軽減及び気候変動に関する情報公開キャンペーンの実施	以下を定めた、2023年から2030年の災害リスク軽減及び気候変動に関する国民啓発プログラムを策定し、内閣に提出する。 各被授權国家機関の組織内研究所やセンターの、共同知識管理に関するキャパシティ・ビルディング、蓄積された知識、経験、ベストプラクティスを共有するための国家プラットフォームの設立。 適応学習メカニズム(Adaptation Learning Mechanism - ALM)のような、適切なメカニズムを通じた、国、地域、世界レベルでの情報共有。 災害リスク軽減及び気候変動に関し、様々なレベルで蓄積された知識を統合するためのメカニズムの導入。 災害リスク軽減及び気候変動に関して蓄積された知識、経験、ベストプラクティスに基づき、公開セミナー、ワークショップ、研修などの教育プログラム、プロパガンダプログラムを通じて、気候変動に関する国民の啓発キャンペーンを実施。	実践対策計画	2023年2月 2023年～2030年に実施	非常事態省、 水文気象サービスセンター、 エコロジー・環境保護国家委員会、 経済発展・貧困削減省、 関係省庁

14.	普通中等教育及び高等教育のシラバスに、気候変動に関するプロパガンダを導入	<p>以下を定めた実践対策を採択する。</p> <p>シラバス・カリキュラム作成タスクフォースの指導のもと、災害リスク軽減及び気候変動を科目に統合するため、現行のシラバス及びカリキュラムを改定。</p> <p>普通中等教育・高等教育機関の教師、生徒、学生のために、ウズベキスタンの状況に適合した学習リソース(モデルカリキュラム、単元、教材、シラバスなど)を開発。</p> <p>災害リスク軽減及び気候変動の単元に関する授業を行う教師の養成(研修、特別養成セミナー)。</p> <p>学校や大学での有識教師による単元の認定及び評価、それを受けた単元の改善。</p> <p>継続的な監視及び評価(M&E)を元に、災害リスク軽減及び気候変動に関する単元の、授業レベル及び生徒の習熟度を、継続的に改善。</p> <p>気候変動に関する研修教材、大学や学校のシラバス、国民への情報公開プログラムを開発し、十分な配布部数を用意。</p>	実践対策計画	2023年2月	<p>高等・中等・専門教育省、国民教育省、</p> <p>エコロジー・環境保護国家委員会、</p> <p>水文気象サービスセンター、</p> <p>非常事態省、</p> <p>関係省庁</p>
15.	気候変動や自然災害の影響を軽減するための、地方自治体や一般市民の能力強化	<p>以下を定めた提案書を作成し、内閣に提出する。</p> <p>地方自治体(州、地区、市)及び居住地区(マハッラ、村、アウル)向けに、気候変動及び災害に関するリスク登録書を作成。</p> <p>気候変動・災害リスク軽減に関する計画、実施、モニタリングに積極的に参加してもらうため、地方自治体や一般市民の能力を向上するセミナーを開催。</p> <p>災害や気候変動のリスクについて、地方自治体や市民に正確かつタイムリーに通知するための、効果的な早期警報システムを導入。</p> <p>一次産業を支援するための、気候の早期警報システム及び専門情報提供製品(気候予測モデリングソフト—Climate Outlook Modelling Programme)の開発。</p>	実践対策プログラム	2023年3月	<p>非常事態省、</p> <p>水文気象サービスセンター、</p> <p>エコロジー・環境保護国家委員会、</p> <p>関係省庁</p>
16.	気候変動及び災害リスクに関する情報を収集、保存、分析するための技術的・制度的能力の強化	<p>以下を定めた提案を作成し、内閣に提出する。</p> <p>気候変動及び災害リスク軽減に関する意思決定プロセスを支援し、災害・気候変動レジリエンス向上のためのウズベキスタン国家アクションプラン(NPDU)の実施に関する情報提供を行う、中央情報管理システムの開発。</p> <p>気候及び災害のリスク、影響、被害に関する統計データの収集及び標準化による中央データベースの改善。</p> <p>部門・国家発展プログラムを支援するための、データ・情報分析研修の実施。</p>	実践対策プログラム	2023年2月	<p>非常事態省、</p> <p>水文気象サービスセンター、</p> <p>統計国家委員会、</p> <p>エコロジー・環境保護国家委員会、</p> <p>関係省庁</p>
17.	再生可能エネルギー開発やエネルギー効率に関する様々な解決策を支援するための、エネルギー安全保障及び管理の強化	<p>再生可能エネルギー開発及びエネルギー効率について、以下を定めた提案を内閣に提出する。</p> <p>再生可能エネルギー利用及びエネルギー効率に関する取り組みへの民間セクターの参加を後押しするための優遇策及び施策の策定。</p> <p>エネルギー効率及び再生可能エネルギーに関する適切な教育・啓発プログラムの開発。</p> <p>気候変動リスク及び災害の評価、また費用対効果の高いリスク軽減ソリューションの、既存及び計画中のエネルギーインフラへの適用。</p> <p>緊急時、特に災害時・災害後のエネルギー供給の問題を解決するための、緊急対応計画及び対応メカニズムの開発。</p>	法規案	2023年3月	<p>エネルギー省、</p> <p>経済発展・貧困削減省、</p> <p>非常事態省、</p> <p>水文気象サービスセンター、</p> <p>関係省庁</p>
18.	災害への備え及び効果的な対応・復旧のための能力強化	<p>以下を定めた、2023年から2030年の災害リスク管理及び効果的な災害対応国家行動プログラムを策定し、内閣に提出する。</p> <p>地域に内在する気候変動リスクに基づいた、ウズベキスタン災害管理国家対策の改定。</p> <p>災害による非常事態時の標準作業手順書(SOP)及び緊急対応計画書の作成。</p> <p>災害への備えや気候変動への適応に関する地方自治体及び市民向けのガイドラインの作成、啓発活動。</p>	実践対策プログラム	2023年2月	<p>非常事態省、</p> <p>情報技術・通信発展省、</p> <p>エコロジー・環境保護国家委員会、</p> <p>関係省庁</p>
19.	災害リスク軽減施策におけるジェンダー平等原則の確保	<p>災害リスク軽減施策におけるジェンダー平等を確保するために、以下の行動を実施する。</p> <p>政府・行政関係者を対象に、「国家・経済各部門の気候変動適応計画の策定・実施におけるジェンダー平等の観点の考慮」というテーマでの研修セミナーの実施。</p> <p>国の現状で適用可能なジェンダー平等アプローチに関する外国のベストプラクティスの研究、また災害リスク軽減施策におけるジェンダー平等原則の確保に向けたアプローチの実施。</p>	実践対策計画	2023年2月	<p>非常事態省、</p> <p>水文気象サービスセンター、</p> <p>エコロジー・環境保護国家委員会、</p> <p>関係省庁</p>

20.	国・経済各部門・地方レベルの気候変動適応策の計画・実施のプロセスにおける民間セクター参加の拡大	1. 以下を定めた提案を作成し、内閣に提出する。 気候変動適応プロセスへの民間セクターの参加と関与を確保するためのアクションプランの策定。 気候変動適応対策への民間セクターの関与をより広げるための施策リスト、インセンティブメカニズム、情報・解説ツールの開発。 2. 「気候変動適応策の計画・実施のプロセスにおける民間セクターの参加」というテーマでの研修セミナーの開催。	実践対策プログラム 組織的対策計画	2023年3月 2023年3月開始	水文気象サービスセンター、 経済発展・貧困削減省、 エコロジー・環境保護国家委員会、 非常事態省、 関係省庁
3. 国民経済、特に産業界におけるグリーンかつ低炭素な発展の確保					
21.	2050年までの国家長期低炭素発展戦略の策定及び承認	1. 各省庁の代表者及び外国の専門家から成る作業部会の結成。 2. 国の現状分析、我が国に適用可能な国際的なベストプラクティスの研究。 3. 低炭素発展のための長期目標及び優先方針の策定。 4. 経済各部門の主要低炭素開発指数の定量的分析。 5. 経済各部門の優先項目と予測目標指数の統合に基づいた、国民経済レベルでの低炭素発展シナリオの策定。 6. 分析に基づき決定された目標指数及び優先方針に従って実施される主要な改革の策定。 7. 低炭素発展改革の実施に必要な投資計画の策定。 8. 2050年までの国家長期低炭素発展戦略の策定及び内閣への提出。	法規案	2023年1月 2023年2月 2023年4月 2023年5月 2023年6月 2023年9月 2023年12月 2024年2月	経済発展・貧困削減省、 エネルギー省、 関係省庁
22.	エネルギー効率改善及び電力網の信頼性の向上	国民及び経済各部門に近代的で信頼できるエネルギー提供するため、以下を定めた提案を内閣に提出する。 電力業界の活動及び効率的な発展に対する既存の障壁の除去、料金改定、補助金の削減。 電力供給へのアクセスや接続の簡便化、デジタル化によるビジネスプロセス及び業務効率指標の進展。 電力供給システムにおける機関・組織の制度的キャパシティ・ビルディング。	実践対策プログラム	2023年4月	エネルギー省、 経済発展・貧困削減省、 関係省庁
23.	送配電線における電力損失低減施策の実施	送配電線における電力損失を低減するため、以下を定めた提案を作成し、内閣に提出する。 監視プロセス改善のための最新のデジタルテクノロジー、電気通信技術、ソリューションの導入。 送配電線の管理システムの改善。	実践対策プログラム	2023年4月	エネルギー省、 経済発展・貧困削減省、 関係省庁
24.	エネルギー効率ソリューションの積極的導入、再生可能エネルギーの大規模導入	以下を定めた、エネルギー効率改善及び再生可能エネルギーの大規模導入プログラムを策定し、内閣に提出する。 エネルギー効率に関する基準や規制の見直し、国際的な基準や要件に基づく新たな基準や規制の策定と承認。 部門別の財・サービスのエネルギー強度を2026年までに22%、2030年までに30%削減。 再生可能エネルギーの割合を、2030年までに30%以上に拡大。	実践対策プログラム	2023年4月	エネルギー省、 経済発展・貧困削減省、 関係省庁
25.	各バリューチェーン及びセクターへの循環型経済の実地導入	以下を策定し、内閣へ提出する。 農業・繊維部門における循環型経済実地導入のための5か年アクションプラン。 脱炭素及び循環型経済の実践を加速させるためのエコ・インダストリアル・パーク(EIP)設立提案書。	実践対策プログラム	2023年3月	経済発展・貧困削減省、 エコロジー・環境保護国家委員会、 関係省庁
4. イノベーションの導入及び効果的なグリーン投資の誘致					
26.	現行の投資政策やプロジェクトにグリーン投資の概念を統合	グリーン投資及びグリーン融資システム(グリーン目標及びSDGsを目指した融資の実践)導入のため、以下を定めた提案を作成し、内閣に提出する。 ソブリンESGスコアの開発など、あらゆるソース(公的、民間)から資金調達される投資プロジェクトへのグリーン基準の策定及び導入。 グリーン投資・融資のための技術的規制要件の策定。 グリーン投資(及び融資)に対する財政・金融的優遇策の開発。 既存及び(又は)新規の非グリーンプロジェクトに対する段階的モラトリアムの導入。	法規案	2023年10月	経済発展・貧困削減省、 財務省、 投資・対外貿易省、 関係省庁
27.	工業企業インフラの継続的更新	1. 環境に優しく、安全な技術・工業プロセスの利用拡大、省エネ技術のさらなる導入により、工業企業インフラのエネルギー効率を改善。 2. 環境に優しく安全な技術を導入している工業企業に対する、特別な優遇対策や特惠	実践対策プログラム	2023年9月 常時	エネルギー省、 経済発展・貧困削減省、 財務省、

		(補助金、税の減免など)を開発・提供。			関係省庁
28.	資金調達機会の拡大及びキャパシティ・ビルディングによる、グリーン経済における小企業や個人事業主の役割の強化	グリーン経済への移行における小企業及び個人事業主の役割を強化するため、以下を定めた提案を内閣に提出する。 グリーンビジネスに投資する、将来有望な小企業や個人事業主の支援(グリーンローン、直接金融及びつなぎ融資、少額助成金及びソフトローン、特恵などの制度の導入)。 地方企業の持続的な活動を確保するため、地方の政府系金融機関及び民間銀行を通じた、リスク分散の仕組みの導入支援。 グリーン成長発展プログラムの一環として、小企業や個人事業主の参加を拡大するための近代的なメカニズムの導入。	実践対策プログラム	2023年10月	財務省、 経済発展・貧困削減省、 エコロジー・環境保護国家委員会、 商業銀行、 商工会議所、 カラカルパクスタン共和国閣僚評議会、各州 庁、タシケント市役所
29.	イノベーションに基づいたグリーン成長を支援するための、イノベーションインフラの改善	以下を定めた提案を内閣に提出する。 経済特区が誘致する外国直接投資を、革新的なグリーンプロジェクトに振り向ける支援の効率改善。 入居企業がグリーンテクノロジーのグローバルバリューチェーンに容易にアクセスできるようにするための、経済特区の管理能力向上。 イノベーションセンターやインキュベーション施設が行うサービスや金融支援の効率改善、またグリーンテクノロジーに基づくスタートアップ企業へのサービス提供。 グリーンテクノロジーのスタートアップ企業を全面的かつ効果的に支援するためのアクセラレーターの設定及びそのキャパシティ・ビルディング。	実践対策プログラム	2023年5月	イノベーション発展省、 経済発展・貧困削減省、 投資・対外貿易省、 関係省庁
30.	革新的なグリーンテクノロジー分野における科学と産業との体系的な結合の強化	1. グリーンテクノロジーの開発、技術の移転・導入を加速する際の科学と製造業の統合の改善に関し、以下を定めた提案を作成し、内閣に提出する。 研究成果の商業化プロセスの簡便化、研究開発(R&D)の奨励、グリーンテクノロジーに基づく企業の発展を支援するインフラの改善。 グローバルバリューチェーンの統合時に、新技術を導入し、グリーンテクノロジーの使用を可能にする手段・仕組みとなる革新的な活動への海外直接投資の誘致。 2. 小企業や個人事業主による革新的なグリーンテクノロジーの開発、移転、導入のキャパシティ・ビルディングのための、中間・下級労働者のスキルレベルの継続的な向上及び企業の効率性改善の支援。	法規案	2023年7月	イノベーション発展省、 経済発展・貧困削減省、 投資・対外貿易省、 関係省庁
			実践対策	常時	
5. 持続可能かつグリーンなインクルーシブ都市開発					
31.	グリーン経済の原則に基づいた、国内一部地域の経済基盤の多様化、都市や地区の専門性に則った開発	国内各地域の潜在力と特性に基づいた地域経済の多様化に関し、以下を定めた提案を作成し、内閣へ提出する。 経済各部門のクラスターアプローチによる地域開発、特に、銅鉱業・冶金技術(アルマルイク市)、鉱業・化学技術(ナヴォイ市)、農業機械・工業団地(チルク市)、自動車(ジザク)、医薬品(ザンギアタ市)、情報技術(カラクル地区)。ヌクス、ブハラ、ジザク、ナマンガンにおける、イノベーション IT パーク開発など。 可能性を持つ国境地帯における、越境自由貿易区の開発。	法規案	2023年7月	経済発展・貧困削減省、 情報技術・通信発展省、 投資・対外貿易省、 関係省庁
32.	地方分権政策のさらなる継続、グリーン経済への移行に関する地方自治体の活動の改善	グリーン経済への移行に関し、地方で実施される施策の実施を効果的に確保するために、以下の内容で地方自治体の活動を改善する提案を作成し、内閣に提出する。 気候変動への適応とその影響緩和、グリーン経済への移行に関する施策のための機能と権限を、国の行政機関から地方自治体・地方当局に移管。 最も脆弱な住民層の気候変動への適応を支援するために、地方自治体や市民社会機関の役割を強化する行動プログラムの策定。 地方予算にグリーン経済への移行施策に関する支出項目を規定、地方予算やその他の財源から行われる投資に適用されるグリーン基準の策定。	法規案	2023年12月	経済発展・貧困削減省、 司法省、 財務省、 カラカルパクスタン共和国閣僚評議会、各州 庁、タシケント市役所、 関係省庁
33.	衛星都市の建設も考慮に入れた都市圏形成管理	1. 選択した5都市の社会経済的展望の中長期戦略及びマスタープランを策定し、都市のさらなる経済成長と近隣の村との共同発展の基となる「ドライバ」を特定。 2. 第一段階で実施されたパイロットプロジェクトを元に、残る都市の開発戦略及びマスタープランを策定。	法規案	2023年11月 2024年～2030年	経済発展・貧困削減省、 カラカルパクスタン共和国閣僚評議会、各州 庁、タシケント市役所、 関係省庁
34.	持続可能で住みやすい都市インフラの構築	以下を定めた、2030年までの持続可能な都市開発国家プログラムを策定し、内閣に提出する。 毎年承認される投資プロジェクトに、上下水道・生活廃棄物・建設に関する管理、都市公共空間や観光・サービスインフラの改善を、厳格な手順で載せるメカニズムの導	国家プログラム案	2023年7月	経済発展・貧困削減省、 エコロジー・環境保護国家委員会、 林業国家委員会、 水文気象サービスセンター、

		入。 都市の管理及び制度的能力の強化。 2030年、及び2050年までの、世界保健機関(WHO)が推奨する都市の大気質規準を満たすための施策の策定及び実施。 エコデザイン指令及びエコラベル(Ecodesign Directive and Ecolabel scheme)に関する現行の／厳格化された手続の対象となるエネルギー関連製品及びその他の消費財を市場に出すことの禁止。 国連長距離越境大気汚染条約(CLRTAP)、国家大気汚染規制計画(NAPCP)、EURO-4以前のディーゼル道路運送車両規制の導入。 ヤシルマコン・プロジェクトの枠内で、都市部の緑地を最大30%増加させるという目標を達成するための、都市部の森林及び緑地のマッピング及び計画策定。			関係省庁
6. グリーン経済への移行期に最も影響を受ける住民層及びその居住地の支援					
35.	包括的で持続可能な人的資本の開発	以下を定めた5か年対策を策定し、実施する。 特に女性と障害者に焦点を当てた、市場で需要の高いスキル教育(学校教育、労働・職業教育分野以外)。 労働者の移住前のスキルや理解力の開発。 女性の労働力への参加支援。	実践対策計画	2023年2月	雇用・労働関係省、マハツラ・高齢者支援省、関係省庁
36.	若者による革新的なスタートアップの奨励	若者の革新的なアイデアを支援し、スタートアッププロジェクトに対するインセンティブシステムを改善するために、以下を定めた提案を内閣に提出する。 グリーンテクノロジーの革新的なスタートアップを支援するための、地域インキュベーション施設の設立。 若者の革新的なスタートアップを支援するための資金援助の拡大。 若者の革新的なスタートアップ支援、及び協力プロセスへの民間セクターの幅広い起用。	実践対策プログラム	2023年5月	イノベーション発展省、青少年庁、経済発展・貧困削減省、関係省庁
37.	社会保障制度の適用範囲及び効果の拡大	1. 以下を定めた、気候変動の影響緩和に関する社会保障制度の改善5か年計画を策定し、内閣へ提出する。 最も脆弱な立場の人々にとって、より手の届きやすい、ジェンダーに配慮した社会サービス。 気候変動の影響緩和に関連した社会保障プロセスへの、自治体の長の補佐役の積極的な登用。 2. 気候変動影響緩和に関する社会保障の分野における国際協力の強化。	実践対策プロジェクト	2023年6月 2023年～2030年	雇用・労働関係省、経済発展・貧困削減省、関係省庁
7. グリーン成長の一環としてのキャパシティ・ビルディング及び人的資本開発					
38.	グリーン経済への移行の優先事項に基づいた、国家機関管理職の管理・計画能力の向上	1. グリーン経済への移行の優先事項に基づき、国家機関管理職の管理・計画能力を向上させるための、3年ごとに更新される予備課程を開発・承認。 シラバスの承認、国内外からの講師の選定。 関係省庁の上級管理職の中から受講生を選出し、リストを作成。 持続可能な管理、グリーン経済のコンセプト、優先課題と対策、グリーン成長の国際的なベストプラクティス及び規範、グリーンソリューションを計画や予算編成に組み込む手法などに関する研修の実施。 2. プログラムに則った研修の継続的な実施。	育成課程、カリキュラム、シラバス	2023年3月 3年ごとの11月 2023年～2030年	国家公務員開発庁、行政アカデミー、経済発展・貧困削減省、関係省庁
39.	グリーン経済への移行を計画・実施し、その結果を定期的に評価するための国家機関及び民間組織の技術的能力の強化	1. グリーン経済への移行を計画・実施し、その結果を定期的に評価するための国家機関及び民間組織の技術的能力を強化するための予備課程を開発・承認する。 シラバスの承認、国内外からの講師の選定。 関係国家機関や民間組織の中間管理職・技術スタッフの中から受講生を選出し、リストを作成。 グリーン経済への移行施策を開発・実施、成果を評価するために、関係国家機関や民間組織の中間管理職や若手職員の知識及び技術的能力を向上させる研修を実施。 2. プログラムに則った研修の継続的な実施。	育成課程、カリキュラム、シラバス	2023年3月 3年ごとの11月 2023年～2030年	経済発展・貧困削減省、行政アカデミー、エコロジー・環境保護国家委員会、商工会議所、関係省庁
40.	継続的に活動する地方グリーン成長講師の育成	1. 継続的に活動する地方グリーン成長講師育成のためのプログラムの開発。 高等教育機関、研究機関、その他の能力開発機関向けの短期講師育成コースの開発。 外国人講師、地方講師の選定、また受講生リストの常時更新。	育成課程、カリキュラム、シラバス	2023年3月 3年ごとの11月	経済発展・貧困削減省、エコロジー・環境保護国家委員会、高等・中等・専門教育省、関係省庁

		講師の活動の継続的な評価に基づいた、シラバスの改善。 2.プログラムに則った研修の定期的実施。		2023年～2030年	
41.	小規模助成金による民間の営利・非営利組織における教育・コンサルティングサービスの支援	1. グリーン経済に関する公開講座、会議、セミナー、コンサルティングサービスの費用を賄うために、民間の営利・非営利組織に対する少額助成金支給の提案を作成し、内閣に提出する。 2. 民間の営利・非営利組織における教育やコンサルティングサービスを支援するための補助金を拠出する。	法規案	2023年6月 2023年～2030年	商工会議所、 経済発展・貧困削減省、 関係省庁
42.	教育機関の関連シラバスにグリーン経済のテーマを挿入	1. 学生や生徒、また教師の間でグリーン経済及びグリーン成長の政策と法則性に対する理解を深める観点から、教育機関の現在のシラバスと先進的な他国のシラバスとの比較分析を行う。 2. 教育機関のシラバスや実習にグリーン経済及びグリーン成長の政策や法則性を加える。	実践対策	2023年3月 2023年9月	高等・中等・専門教育省、 国民教育省、 経済発展・貧困削減省
43.	グリーン経済オンラインプラットフォームの作成	1. グリーン経済オンラインプラットフォームの作成に関する付託事項の策定、資金調達、技術的・商業的企画書の審査。 2. プラットフォームの運営・更新のための適切な専門家の招聘、プラットフォームのコンテンツの作成。 3. グリーン経済オンラインプラットフォームの推進、システムの維持と継続的な更新。	実践対策	2023年9月 2024年2月 2024年～2030年	経済発展・貧困削減省、 イノベーション発展省、 関係省庁
44.	高等教育機関におけるグリーン経済及び持続可能なビジネスの専門家の育成	1. 高等教育機関に「グリーン経済及び持続可能なビジネス」学部(学科)を設置。 2. スタッフの雇用、シラバスの開発、組織的問題の解決。 3. 学部(学科)の教育方針・業務計画のカリキュラム・シラバスの承認、学生の受入。	実践施策	2023年5月 2023年6月～7月 2023年8月～9月	高等・中等・専門教育省、 経済発展・貧困削減省、 関係省庁
45.	グリーン成長研究資金調達メカニズムの導入	1. ウズベキスタンのグリーン成長研究を支援するための国家基金設立提案の作成及び内閣への提出。 2. 資金の誘致、選定、分配のための公正で透明性の高いメカニズムの導入。 3. 資金交付申請手続の公表。 4. 選定及び助成金の分配。	実践施策プログラム	2023年3月 2023年6月 2023年6月～7月 2023年10月より常時	経済発展・貧困削減省、 イノベーション発展省、 関係省庁
46.	国家機関や地方自治体のキャパシティ・ビルディングに向けた、グリーン成長対策の計画・実施に関するセミナーの開催	1. 州・地区・市の開発計画及び地方予算にグリーン成長を反映させることに関するキャパシティ・ビルディングのためのセミナーのプログラム作成。 2. 国内各地域で開催されるセミナーの年間スケジュールの承認。 3. 国家機関及び地方自治体の役職者や職員を対象としたセミナーの実施。	実践施策	2023年3月 毎年12月 2023年～2030年	国家公務員開発庁、 行政アカデミー、 経済発展・貧困削減省、 関係省庁
47.	グリーンファイナンス分野における能力向上、国家及び民間のグリーン投資プロジェクトの開発	1. グリーン経済、持続可能な開発、気候変動、環境に関連する様々な分野での投資プロジェクト開発に関する、公務員及び民間組織の研修を目的とした、プロジェクトの開発及び実施。 2. 「国民のための予算」及び公開予算ポータル(openbudget.uz)に、グリーン予算に関する個別のモジュールを含める。	実践施策計画	2023年3月 2023年10月	財務省、 経済発展・貧困削減省、 関係省庁
48.	持続可能なライフスタイルの宣伝	1. 以下を定めた、持続可能なライフスタイル宣伝国家プログラムを作成し、内閣に提出する。 天然・その他の資源の合理的な利用方法と、環境発展や異なる社会層の人々とともに 行う自己開発手法の導入。 持続可能なライフスタイルの形成と、この方面での意識を高めるための教育機関、 国家機関、民間組織におけるプロジェクトの実施。 持続可能なライフスタイルの形成と、この方面での意識を高めるための青少年のイニ シアティブの支援。 2. 持続可能なライフスタイル宣伝国家プログラムの実施及び改善。	法規案	2023年5月 2023年～2030年	青少年庁、 マハツラ・高齢者支援省、 経済発展・貧困削減省、 関係省庁
49.	全てのステークホルダーへの、グリーンテクノロジー及びその実践の利点についてのメディアを通じた情報提供	1. 持続可能な発展に向けた価値観及びライフスタイルの宣伝のために、メディアと連携した宣伝キャンペーンを立ち上げるためのメディアプランニングを策定し、採用する。 2. 持続可能な開発のためのメディアプランニングを実施するために、国際組織と協定や覚書を締結する。 3. メディアプランニング承認及び実施。	メディアプランニング案	2023年2月 2023年5月 2023年～2030年 毎年12月	情報・マスコミ庁、 経済発展・貧困削減省、 関係省庁

8. グリーン経済への移行のための望ましい政策環境及び効果的な制度の構築

50.	グリーン経済に関する経験、データ、資料の共有及び統合の効果的なシステム創設による、政府間調整の改善	1. 技術事務局の支援のもと、グリーン経済に関する省庁横断作業部会の活動の円滑化。 2. 市民団体、民間セクター、研究機関より、独立した有力な専門家を選抜し、省庁横断作業部会の活動に参加させる(作業部会の常設会議)。 3. グリーン指標に関する最新データ、達成成果、生じた問題、アクションプランの全更新を網羅した、グリーン経済の実施に関する年次報告書の作成・公開。 4. グリーン経済報告書のレビューと議論を行い、今後数年間の優先課題を定めるための、グリーン経済に関する省庁横断協議会(以下、省庁横断協議会)の年次総会。	実践対策	2022年12月 常時 2023年4月 (毎年3月) 毎年4月	経済発展・貧困削減省、 関係省庁
51.	あらゆる経済部門の開発戦略とグリーン成長目標の整合	以下を定めた新アプローチ導入に関する提案を作成し、内閣に提出する。 グリーン経済に関連するあらゆる部門戦略及び開発プログラムの策定と実施における、主要なインフラプロジェクトのコストの算定及び評価。 グリーン経済への移行に関する影響評価、又は新規の部門別・地域別開発戦略の戦略的環境評価の実施。 プログラム及びプロジェクトの予算編成で使用される業績評価指標と、国のグリーン経済目標との整合。	分析材料	2023年9月	経済発展・貧困削減省、 財務省、 エコロジー・環境保護国家委員会、 水文気象サービスセンター、 関係省庁
52.	グリーン経済への移行をモデリング・予測するためのツールの開発	1. 分析によるグリーン経済移行ニーズ、既存の問題への効果的な対応ツール、それらを開発するために必要な資金を概説した分析書を作成し、省庁横断協議会に提出。 2. 分析書で提案されたツールを開発し、各省庁の職員に対してツール使用研修を実施。 3. 予測も含めた、国家戦略及び部門別戦略の作成、及びグリーン経済移行プロセスの定期更新。	実践施策計画	2023年2月 2023年4月～9月 2023年12月 (毎年12月)	経済発展・貧困削減省、 関係省庁、 研究・分析機関
53.	グリーン経済に関するデータ収集及び管理の改善	1. グリーン経済に関するデータの管理プロセスや収集方法について、既存の国内外の経験の調査に基づく提案を作成。 2. データギャップを解消し、方法論的問題を解決するため、グリーン経済移行データベース改善ロードマップを作成し、内閣に提出。 3. 様々な組織からの関連資料を統合したデータベースを作成。	ロードマップ案	2023年3月 2023年7月 2023年12月	経済発展・貧困削減省、 統計国家委員会、 エコロジー・環境保護国家委員会、 水文気象サービスセンター、 関係組織
54.	全国規模での温室効果ガス排出の監視・報告・検証(MRV)システム(透明性システム)の構築と発展	1. ウズベキスタンのMRVシステムを、気候変動に関する国連主要条約の基準やベストプラクティスに合致させる施策計画の策定。 2. 温室効果ガス排出インベントリに関するガイドラインの作成。 3. 主要パートナーらとともに温室効果ガス排出量を算出。 4. 気候変動融資、キャパシティ・ビルディング、国際社会からの技術移転に関する報告書を含む、国家広報の発行。	実践施策計画	2023年3月 2023年9月 2023年12月 2024年より開始	経済発展・貧困削減省、 水文気象サービスセンター、 関係省庁
55.	市民や市民団体がグリーン経済に関する情報を利用する機会の拡大	1. グリーン経済に関する主要な情報、知識、報告書を作成し、グリーン経済オンラインプラットフォームにオープンアクセスで掲載。 2. 国民や市民団体が、経済・環境管理に関する質問・要望を提出できるような情報請求システムを構築。	データ公開	2024年2月開始	経済発展・貧困削減省、 エコロジー・環境保護国家委員会、 水文気象サービスセンター
56.	グリーン成長に関する国家政策の定期的な評価の実施	1. グリーン経済の戦略的境界線に関する中間評価を実施し、達成した成功例と主要な問題を分析し、改善の余地がある分野を特定。 2. 意見を聴取して参考にするため、独立専門家、民間セクターや市民団体の代表者に中間結果を提示。 3. 評価の最終結果の発表。	グリーン成長政策評価報告書	2026年6月 2026年9月 2026年11月	経済発展・貧困削減省、 エコロジー・環境保護国家委員会、 水文気象サービスセンター、 関係省庁
57.	グリーン成長における国際協力、また民間セクター及び市民団体の参加の強化	1. グリーン経済オンラインプラットフォームを通じた、グリーン成長に関する意見交換の場の設定。 2. 気候や越境資源管理問題への、国内外のパートナー(政府その他の関係者)の引き込み。 3. 省内に設置したグリーンハブの枠組みで、グリーン成長に関する国際機関、民間セクター、市民団体らと、継続的な協議の実施。	実践施策計画	2024年2月 2023年～2030年 2023年5月より常時	経済発展・貧困削減省、 関係省庁
58.	行政機関及び経済団体の次席者に対する、グリーン経済の諸問題の調整及びグリーン経済関連の機構設立の課題割当て	1. 現在の行政機関・経済団体の現役の次席者の一人に、グリーン経済の課題を割り当てる政府決定案の作成。 2. 行政機関及び経済団体におけるグリーン経済問題担当部局の決定。 3. グリーン経済担当部局の目標及び課題を定める規定の承認、また正規職員定員の	法規案 省庁内文書 省庁内文書	2023年1月 2023年1月 2023年1月	内閣、 経済発展・貧困削減省、 関係省庁

		範囲内での専門家の配属。 4. 年度末に、グリーン経済担当部局が行った作業に関する総括報告書を、経済発展・貧困削減省に提出。	組織的対策	2023年より毎年12月	
9. グリーンファイナンスの内外フローの増加					
59.	グリーン経済への移行に必要なインフラに十分な公的資金の充当	1. グリーン経済の発展を促進する国家開発計画や部門別計画の実施に必要な大規模新規投資プロジェクトの費用の算出。 2. 権限をグリーン経済の優先方針と整合させるため、既存及び将来の資金調達手段(例:国家投資計画、ウズベキスタン共和国再建開発基金、国家プログラム)のマッピング及び分析を行い、内閣に提出。 3. グリーン経済の優先方針と合致する手法に基づき、あらゆる投資プロジェクトの選択に適用される、標準化されたグリーン基準の確立。 4. グリーン公共投資を成長トレンドに乗せるために、中期予算案と国家投資計画を整合。 5. あらゆる資金調達手段におけるグリーン投資の量、構成、性質を統一年次報告書に集約し、残存するニーズ及び遺漏を特定。	実践施策 分析資料 グリーン基準 中期予算案 年次報告書	2023年3月 2023年7月 2023年9月 2024年より毎年 2024年より毎年	財務省、 経済発展・貧困削減省、 投資・対外貿易省、 関係省庁
60.	化石燃料産業への補助金・支援策の段階的廃止	化石燃料部門への補助金を削減するための、以下を定めた提案を作成し、内閣に提出する。 化石燃料エネルギーを支援し、グリーンエネルギーに対して人為的に競争力を与えている政府の補助金及び奨励策の目録の作成。 補助金や支援策を段階的に廃止し、気候変動影響緩和策と調和させるための対策計画を策定。 対策計画の実施及び履行について、省庁横断協議会に報告。	実践施策計画	2023年6月	経済発展・貧困削減省、 財務省、 エネルギー省、 関係省庁
61.	企業や世帯の税負担を、公害や資源の過剰消費を引き起こす活動に転嫁	1. 税法の改正・補足に関する提案を作成し、グリーン経済への移行の目標及び優先事項に基づき、現行税制の分析を実施。 2. 歳入増加の可能性、社会経済的影響、実施方法の詳細を確認するため、炭素税などのグリーン税提案について検討・改善。 3. グリーン税制パッケージを策定し、予算案に反映させて内閣に提出。 4. グリーン税制に関する国家的能力及び管理・監視・報告システムの構築。	実践施策	2023年3月 2023年6月 2023年6月 2024年1月	財務省、 経済発展・貧困削減省、 国税委員会、 エコロジー・環境保護国家委員会、 関係省庁
62.	既定の公害料金制度の改定	1. 民間セクターの支払負担を軽減し、グリーンテクノロジー導入を促進するために、以下を定めた提案を作成し、内閣に提出する。 既定の公害料徴収金制度を、効果、効率、国家グリーン経済の目標及び国際基準への適合性の観点から見直すとともに、民間セクターの環境を整え、グリーンテクノロジー導入をさらに活性化。 機能の簡素化、要件順守施策の最適化(自動化、行政手続の簡素化)など、決済システムの改革。 2. 新システムの導入。	法規案	2023年6月 2024年1月	エコロジー・環境保護国家委員会、 財務省、 経済発展・貧困削減省、 関係省庁
63.	グリーン経済に拠出される税金及び公費の合目的度及び影響の評価、公表	1. グリーン予算編成に関する国家手法の開発、及びパイロットプロジェクトの実施と完全導入のためのロードマップの策定。 2. グリーン予算編成国家手法に関し、関連する分野、課題、予算構成要素について、パイロット認証を実施し、その結果を内閣へ報告し、国民に公表 3. グリーン経済戦略で定められた優先方針に則り、他の分野、目的、予算構成要素に、グリーン予算編成国家手法を導入。 4. 公開予算ポータルを通じ、グリーン予算ファイナンスに対する国民の認知度向上。	実践施策プログラム	2023年4月 2023年9月 2024年開始 2023年～2030年	財務省、 経済発展・貧困削減省、 エコロジー・環境保護国家委員会、 関係省庁
64.	持続可能な開発基準に基づく調達決定に根拠を付すグリーン国家調達の導入	1. 以下を定めた法規案を作成し、内閣に提出する。 持続可能な国家調達を段階的に実施するための手順、及びグリーン経済移行戦略の目標に沿い、持続可能な国家調達の優先政策を含めた、国家調達改革戦略の策定及び承認。 試験導入を経た請負業者も参加して行われる、持続可能な国家調達のアクションプランの策定及び承認、またグリーン国家調達を実施するための請負業者のキャパシティ・ビルディング。	法規案	2023年9月	財務省、 経済発展・貧困削減省、 関係省庁

		2. この分野におけるグリーン国家調達の割合及び進展に関する年次報告書の提出。	年次報告書	2024 年開始	
65.	グリーンボンドによるグリーンインフラへの民間資本の誘致	1. グリーンインフラへの民間資本誘致を拡大するため、以下を定めた提案を作成し、内閣に提出する。 グリーン活動の種類を分類するための国家グリーン分類法の開発。 国家及び国家参画企業の参加するグリーンボンド発行のための法規基盤の改善。 2. グリーンボンド発行組織が行う債券の仕組作り、外部認証の取得、「影響及び収益に関する報告書」の発行等の支援。	法規案 キャパシティ・ビルディング施策	2023 年 10 月 2024 年開始	財務省、 経済発展・貧困削減省、 関係省庁
66.	気候変動に関するパリ協定第 6 条に基づく国際炭素取引を通じた資金調達	以下を定めた提案を作成し、内閣に提出する。 パリ協定第 6 条の要件を満たす責任を負う国家機関及び省庁横断グループの活動の確立及び改善。 国際炭素取引に関する国家プログラムの開発、法規基盤の改善。 協定第 6 条に基づいた国際炭素取引の認可、移転、結果について報告書を作成するための制度基盤に関する規則の策定。 国際的に移転される緩和取引 (ITMO) を十分に活用するための手続や、規定量以上の売却を除外する貿易管理手続の導入。	実践施策プログラム	2023 年 11 月	経済発展・貧困削減省、 財務省、 エネルギー省、 投資・対外貿易省、 関係省庁
67.	国営企業のグリーン経済移行リーダー化	1. 企業、取締役会、プロジェクトポートフォリオのレベルでグリーン目標を統合するために、以下を定めた、国営企業の持続可能な開発国家プログラムを開発し、内閣に提出する。 国が資本金の過半数を占める企業の運営機関に SDG、CSR、ESG の原則を導入。 環境規格 ISO14000 の導入可否の検討。 企業の年次報告書に、大規模工業企業におけるエネルギー監査などを含む非財務報告書を導入、また環境パフォーマンス指数の定期的な公表を規定する経営方針の承認及び導入。 2. 国営企業の持続可能な開発に関するタスクフォースを創設し、国営企業が持続可能な開発の実務、ツール、規準を導入するパイロットプロジェクトを支援。 3. 財務及び環境パフォーマンス指数を含む、国家株主年次報告書の定期発行。	法規案 キャパシティ・ビルディング施策 年次国家報告ポートフォリオ	2023 年 9 月 2023 年 11 月開始 2024 年開始	経済発展・貧困削減省、 財務省、 国家資産管理庁、 関係省庁

2022 年 12 月 2 日付ウズベキスタン共和国大統領令 PP-436 号
附属書第 4 号
2022 年から 2026 年の経済各部門における燃料・エネルギー資源節約の
目標パラメータ

No.	企業・団体名	燃料・エネルギー資源の節約期待値																	
		天然ガス (百万 m ³)					電気エネルギー (百万 kWh)					石油製品 (トン)							
		2022 ~ 2026 年	内訳				2022 ~ 2026 年	内訳				2022 ~ 2026 年	内訳						
	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年				
	全体	3 913.70	855.46	813.26	756.53	767.22	721.24	4 010.14	872.94	737.01	686.11	860.39	853.69	21 122.17	5 678.23	5 427.83	4 689.55	2 908.67	2 417.90
1.	(株)ウズベクネフチェガス	98.50	21.86	20.77	19.52	18.74	17.62	120.28	24.71	23.97	23.26	24.20	24.14	1 312.65	326.60	293.94	261.61	230.21	200.29
2.	(株)ウズトランスガス	52.13	16.00	9.80	9.20	8.83	8.30	72.26	18.30	10.80	11.10	16.04	16.02	99.90	24.99	20.00	22.00	17.60	15.31
3.	(株)フドゥドガスタミント	7.12	6.01	0.28	0.29	0.28	0.26	0.44	0.15	0.08	0.07	0.07	0.07	200.33	130.53	19.67	18.95	16.68	14.51
4.	(株)火力発電所	3 501.15	750.38	723.43	680.02	694.49	652.82	686.76	129.80	91.18	79.47	194.20	192.10	4 029.36	1 174.70	971.77	855.16	562.78	464.95
5.	(株)ウズキョサノアト	94.40	20.95	19.90	18.71	17.96	16.88	63.81	13.55	13.14	12.75	12.37	12.00	880.19	219.00	197.10	175.42	154.37	134.30
6.	(株)ナヴォイ鉱山冶金コンビナート	7.19	1.09	1.20	2.18	1.37	1.34	141.81	35.49	29.74	24.29	26.17	26.12	6 274.35	1 922.19	1 963.38	1 415.71	553.50	419.57

7.	(株)アルマリク鉦山冶金コンビナート	17.32	6.21	7.10	1.40	1.34	1.26	95.00	34.20	14.10	7.60	19.57	19.53	4 760.98	1 094.30	1 116.20	1 149.70	762.98	637.80
8.	(株)ウズベク冶金コンビナート	4.63	1.61	0.73	0.80	0.77	0.72	52.90	10.97	10.80	9.80	10.71	10.62	63.08	20.02	12.90	11.40	10.03	8.73
9.	(株)ウズフトルツヴェトメト	0.77	0.10	0.10	0.20	0.19	0.18	0.72	0.05	0.18	0.17	0.17	0.16	40.19	8.30	8.73	9.50	7.30	6.35
10.	(株)ウズアフサノアト	4.59	0.61	0.66	1.16	1.11	1.05	24.51	7.62	4.55	4.24	4.11	3.99	493.80	121.30	121.70	94.80	83.42	72.58
11.	(株)ウズベキスタンテミルユラリ	0.45	0.10	0.10	0.09	0.09	0.08	2.07	0.44	0.43	0.41	0.40	0.39	63.48	15.80	14.22	12.65	11.13	9.69
12.	ウズエルチェフサノアト協会	0.06	0.014	0.01	0.01	0.01	0.01	2.07	0.44	0.43	0.41	0.40	0.39	3.22	0.80	0.72	0.64	0.56	0.49
13.	ウズベキスタン産業用建材協会	87.19	22.40	21.28	15.20	14.59	13.72	80.40	25.20	11.40	10.00	17.50	16.30	765.53	192.40	171.00	152.00	133.76	116.37
14.	住宅・公共サービス省(熱供給機構)	25.77	5.30	5.30	5.30	5.09	4.78	12.60	2.52	2.52	2.52	2.52	2.52	9.29	2.00	2.00	2.00	1.76	1.53
15.	ウジョグモイサノアト協会	11.94	2.65	2.52	2.37	2.27	2.14	12.38	2.63	2.55	2.47	2.40	2.33						
16.	ウズベキパクスノアト協会	0.41	0.090	0.09	0.08	0.08	0.07	0.32	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06						
17.	(株)ウズドンマフスロト	0.08	0.08					4.80	4.80					10.30	10.30				
18.	(株)ウズベクウゴル							27.69	5.40	5.60	5.60	5.56	5.53	2 055.24	400.00	501.00	496.00	352.00	306.24
19.	(株)ウズマフスモンタジクリシ							19.10	4.00	3.88	3.76	3.74	3.72	60.29	15.00	13.50	12.02	10.57	9.20
20.	(株)ウズベキスタン全国電力ネットワーク							47.71	10.90	9.43	9.15	9.12	9.11						
21.	(株)地域電力ネットワーク							2 364.84	487.12	472.51	458.33	474.58	472.30						
22.	(株)ウズベクギドロエネルギー							1.88	0.40	0.39	0.38	0.37	0.35						
23.	ウズベキスタン繊維工業協会							82.26	30.29	10.10	7.60	17.12	17.15						
24.	ウズチャルムサノアト協会							3.15	0.67	0.65	0.63	0.61	0.59						
25.	水利省							90.36	23.22	18.52	12.02	18.40	18.20						

附属書第5号

ウズベキスタン共和国のグリーン経済への移行に関する施策調整のための省庁横断協議会
構成員

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| 1. D.A.クチカロフ | － 副首相－経済発展・貧困削減大臣、協議会共同議長 |
| 2. Zh.T.ミルザマフムドフ | － 副首相－エネルギー大臣、協議会共同議長 |
| 3. N.N.オブロムロドフ | － エコロジー・環境保護国家委員会委員長、協議会副議長 |
| 4. T.A.イシメトフ | － 財務大臣 |
| 5. L.Sh.クドラトフ | － 投資・対外貿易省第一副大臣 |
| 6. A.B.ヴォイトフ | － 農業大臣 |
| 7. Sh.R.ハムラエフ | － 水利大臣 |
| 8. I.R.マフカモフ | － 運輸大臣 |
| 9. Sh.Kh.シェルマトフ | － 情報技術・通信発展大臣 |
| 10. B.I.ザキロフ | － 建設大臣 |
| 11. Sh.S.ヒドヤトフ | － 住宅・公共サービス大臣 |
| 12. I.Yu.アブドゥラフモノフ | － イノベーション発展大臣 |
| 13. A.Kh.トシクロフ | － 高等・中等・専門教育大臣 |
| 14. A.Kh.クルダシヨフ | － 非常事態大臣 |
| 15. N.Zh.バキロフ | － 林業国家委員会委員長 |
| 16. Sh.Kh.ハビブラエフ | － 水文気象サービスセンター所長 |
| 17. B.S.ユルダシヨフ | － 科学アカデミー総裁 |
| 18. B.A.ベガロフ | － 統計国家委員会委員長 |
| 19. D.A.ヴァハボフ | － 商工会議所会頭 |

備考:

省庁横断協議会構成員に異動があった場合、その構成には、新たにその役職に任命された者、又はその機能の遂行を負う者を迎え入れる。

必要に応じ、他の省庁及び組織の代表者が、省庁横断協議会の業務に関与することができる。

附属書第6号

グリーン経済及びグリーン成長への移行に関するドナー調整グループ
構成メンバー

- | | | |
|---------------|---|----------------------------|
| 1. I.ノルクロフ | － | 経済発展・貧困削減省第一副大臣、グループ共同リーダー |
| 2. Sh.ホジャエフ | － | エネルギー省副大臣、グループ共同リーダー |
| 3. Sh.アドリアン | － | 在タシケント欧州連合代表部部長 |
| 4. M.ディモフスカ | － | 国連開発計画ウズベキスタン事務所長 |
| 5. M. マントヴァネリ | － | 世界銀行ウズベキスタン事務所長 |
| 6. S. マルヴィチニ | － | アジア開発銀行ウズベキスタン事務所長 |
| 7. A. ドラキノス | － | 欧州復興開発銀行ウズベキスタン事務所長 |
| 8. V.カウピン | － | フランス開発庁ウズベキスタン事務所長 |
| 9. A.ラッセル | － | グローバル・グリーン成長研究所ウズベキスタン事務所長 |
| 10. Sh. ウマロフ | － | 国連食糧農業機関ウズベキスタン事務所長 |
| 11. Yo.プジェルカ | － | ドイツ国際協力協会ウズベキスタン支部長 |
| 12. 右の職位 | － | 日本独立行政法人国際協力機構ウズベキスタン事務所長 |
| 13. 右の職位 | － | 韓国国際協力団ウズベキスタン事務所長 |
| 14. 右の職位 | － | 欧州投資銀行ウズベキスタン事務所長 |
| 15. 右の職位 | － | 国連環境計画ウズベキスタン事務所長 |
| 16. 右の職位 | － | 国連工業開発機関ウズベキスタン事務所長 |
| 17. 右の職位 | － | 関連国際機関の代表者 |

備考:

調整グループ構成員に異動があった場合、その構成には、新たにその役職に任命された者、又はその機能の遂行を負う者を迎え入れる。

必要に応じ、他の省庁及び組織の代表者が、省庁横断協議会の業務に関与することができる。

附属書第7号

ウズベキスタン共和国大統領令及びウズベキスタン共和国政府決定の一部改定

1. 2006年12月6日付ウズベキスタン共和国大統領令No.PP-525「京都議定書クリーン開発メカニズムの枠組みにおける投資プロジェクト実施施策について」の改定。

a) 附属書第1号の本文を、以下の改定版で記載する。

「京都議定書クリーン開発メカニズムに関する省庁横断協議会
構成メンバー

- | | | |
|-------------------|---|-------------------------------------|
| 1. D.A.クチカロフ | — | ウズベキスタン共和国副首相、経済発展・貧困削減大臣、省庁横断協議会議長 |
| 2. T.A.イシメトフ | — | 財務大臣、省庁横断協議会副議長 |
| 3. I.I.ノルクロフ | — | 経済発展・貧困削減省第一副大臣、省庁横断協議会副議長 |
| 4. Sh.Kh.ホジャエフ | — | エネルギー省副大臣 |
| 5. I.Yu.アブドゥラフモノフ | — | イノベーション発展大臣 |
| 6. Sh.S.ヒドヤトフ | — | 住宅・公共サービス大臣 |
| 7. L.Sh.クドラトフ | — | 投資・対外貿易省第一副大臣 |
| 8. A.B.ヴォイトフ | — | 農業大臣 |
| 9. N.N.オブロムロドフ | — | エコロジー・環境保護国家委員会委員長 |
| 10. Sh.Kh.ハビブラエフ | — | 水文気象サービスセンター所長 |
| 11. B.S.ユルダシヨフ | — | 科学アカデミー総裁 |
| 12. F.M.アブドゥラフマノフ | — | (株)火力発電所取締役会会長 |
| 13. M.R.アブドゥラエフ | — | (株)ウズベクネフチェガス取締役会会長 |
| 14. N. T. アグザモフ | — | 石油製品及びガス利用規制主席検査官 |
| 15. 右の職位 | — | (株)ウズキミヨサノアト取締役会会長 |
| 16. A.Kh.フルサノフ | — | (株)アルマルリク鉱山冶金コンビナート取締役会会長 |
| 17. D.E.マンノフ | — | (株)フェルガナアゾト取締役会会長 |
| 18. 右の職位 | — | 経済発展・貧困削減省局長、省庁横断協議会事務局長 |
- 備考:省庁横断協議会の構成員に異動があった場合、新たにその役職に任命された者を迎え入れる。」

b) 附属書第2号の本文を、以下の改定版で記載する。

「無償で活動する省庁横断協議会事務局
構成メンバー

- | | | |
|---------|---|--------------------------------------------------------------|
| 1. 右の職位 | — | 経済発展・貧困削減省局長、事務局長 |
| 2. 右の職位 | — | 内閣官房マクロ経済分析、構造改革、金融・銀行システム、国有資産管理、競争発展、起業支援、貧困削減問題チーフスペシャリスト |
| 3. 右の職位 | — | 経済発展・貧困削減省局長 |
| 4. 右の職位 | — | 経済発展・貧困削減省局長 |
| 5. 右の職位 | — | 財務省局長 |
| 6. 右の職位 | — | 投資・対外貿易省局長 |
| 7. 右の職位 | — | エコロジー・環境保護国委員会局長 |
| 8. 右の職位 | — | 水文気象サービスセンター局長 |
- 備考:事務局の構成メンバーに異動があった場合、新たにその役職に任命された者を迎え入れる。

2. 2017年5月26日付ウズベキスタン共和国大統領令 PP-3012号「2017年から2021年の経済各部門及び社会分野における今後の再生可能エネルギー開発、エネルギー効率改善のための施策プログラムについて」

第2項第1号において、「経済省」を「経済発展・貧困削減省」に改める。

3. 2019年8月22日付ウズベキスタン共和国大統領令第PP-4422号「経済各部門・社会分野のエネルギー効率改善、省エネ技術導入、再生可能エネルギー開発を加速させる施策について」の改定。

a) 第4項第1号、第7項の第3号及び第9項の第1号において、「経済・産業」を「経済発展・貧困削減」に改める。

b) 第11項。

第1号において、「エネルギー効率区分『D』」を「エネルギー効率区分『B』以下」に改める。

第2号において、「D」を「B」に改める。

c) 附属書第4号aの表題において、「D」を「B」に改める。

4. 2019年10月4日付ウズベキスタン共和国大統領令第PP-4477号「2019年から2030年のウズベキスタン共和国グリーン経済移行戦略の承認について」の改定。

a) 第2項b)及び第3項を無効とする。

b) 第4項第1号において、「経済・産業」を「経済開発・貧困削減」に改める。

c) 第5項の改定。

第3号において、「ウズベキスタン共和国経済・産業相(B.A.ホジャエフ)」を「ウズベキスタン共和国経済開発・貧困削減相」に改める。

第4号中の「(A.S.スルタノフ)」、第5号中の「(Zh.A.ホジャエフ)」、第6号中の「(Sh.R.ハムラエフ)」、第7号中の「(B.T.クチカロフ)」を削除する。

d) 附属書第1号の改定。

第8項第3号において、「5年」を「3年」に改める。

第25項を以下の改定版で記載する。

「25. 2030年までの本戦略の実施の結果、以下が期待される。

国内総生産当たりの温室効果ガス排出量を2010年比で35%削減する。

再生可能エネルギーの生産能力を15GWに引き上げ、電力エネルギー総生産に占める割合を30%以上にする。

産業におけるエネルギー効率を20%以上改善する。

再生可能エネルギーの利用拡大を含め、国内総生産当たりのエネルギー強度を30%削減する。

経済のあらゆる部門において水の使用効率を大幅に向上させ、最大100万ヘクタールの面積で節水型灌漑技術を導入する。

年間2億本の苗木を植え、苗木の総数を10億本以上にすることで、都市部の緑地を30%以上に増やす。

国内の森林資源のストック指数を9千万立方メートル以上に増やす。

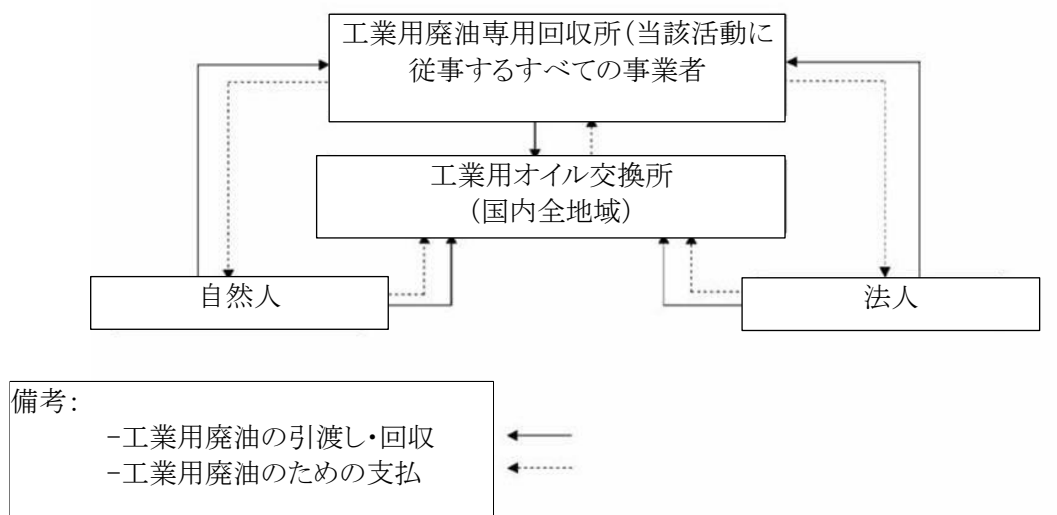
生活廃棄物のリサイクル率を65%以上とする。」

e) 附属書第2号は無効とする。

5. 2007年1月10日付ウズベキスタン共和国閣決定第9号により承認された、京都議定書のクリーン開発メカニズムの枠組みにおける投資プロジェクトの準備及び実施手順に関する条令第2項第5号において、「経済省」を「経済発展・貧困削減省」に改める。

6. 2012年9月4日付ウズベキスタン共和国閣決定第258号により承認された、工業用廃油の引渡し、回収、支払、保管、輸送の手順に関する条令附属書第3号の本文は、以下の改定版で記載される。

「工業用廃油の引渡し、回収、支払、保管、輸送の図式」



7. 2017年2月14日付ウズベキスタン共和国内閣決定第78号「工業用廃油の引渡し、回収、支払、保管、輸送の手順に関する規則の改定について」の附属書の第7項は、無効とする。

(国家法令データベース、2022年12月03日 第No.07/22/436/1061号)